

薬局用

# 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料 取扱いの手引き

(令和7年10月改訂版)

三 重 県



## はじめに

1986年のWHOレポート「Cancer Pain Relief（がんの痛みからの開放）」のなかで、末期がん患者の主症状の70%が痛みであること、痛みの大部分にモルヒネを中心とした鎮痛薬が有効であることが示され、国際的にモルヒネの有効性が見直されました。また、近年の研究では、モルヒネ等は、中枢神経系の運動機能や感覚機能にほとんど影響を与えない量で痛覚を低下させること、薬用量と中毒量の差が大きく医師の管理下で適正に使用される場合には、麻薬中毒になる危険性が少ないこと等が明らかにされてきています。このように、モルヒネ等は、がん疼痛緩和療法に非常に有益であることが再確認され、医療現場で積極的に用いられています。近年は、地域包括ケアの進展により在宅医療での使用が進むなど、医療用麻薬の使われ方も多様化してきています。

一方、麻薬は有用性が非常に大きい反面、依存性を有し、乱用されると乱用者個人の保健衛生上の問題になるとともに、社会的に大きな弊害をもたらします。そのため、我が国では、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律14号）」により、その製造、流通、販売、使用等を厳しく規制しています。

本県においても、麻薬施用者免許を受けていない医師が無免許で麻薬処方箋の発行及び施用した事犯、並びに麻薬小売業者の免許の有効期限が失効した薬局の不法所持事犯が発生し、麻薬取締官（員）による捜査が行われたことがありました。また、平素の管理の不備から、麻薬等が所在不明になる事例や偽造処方箋による詐欺等が発生しています。

以上の背景を踏まえ、各麻薬取扱者にはより一層適正な麻薬等の管理が求められることから、本冊子を活用し「麻薬及び向精神薬取締法」及び「覚醒剤取締法」を遵守するようにお願いします。

令和7年10月

三重県医療保健部薬務課

目 次

**I 麻薬小売業者免許と事務手続**

1 免許	1
2 免許の申請及び免許に関する届出	1
2-1 免許申請と有効期限	1
(1) 麻薬小売業者免許の申請	1
(2) 業務を行う役員の変更	2
(3) 免許の有効期間	3
2-2 免許証の取扱い	3
(1) 免許証の譲渡・貸与の禁止	3
(2) 免許証の返納	3
(3) 免許証の記載事項の変更	4
(4) 免許証を亡失又はき損した場合の手続き	4
3 業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理	4
(1) 業務廃止の届出	4
(2) 業務廃止時に所有していた麻薬の処理	5

**II 麻薬小売業者の業務**

1 譲受け（麻薬の購入等）、譲渡し（患者への交付等）	6
(1) 麻薬卸売業者からの譲受け（麻薬の購入）	6
(2) 在庫不足等緊急時における麻薬又は不動態在庫となっている麻薬の譲受け・譲渡し	7
(3) 患者等からの施用する必要がなくなった麻薬の譲受け	8
(4) 譲渡し（患者への交付）	8
2 管理及び保管	9
(1) 麻薬の管理責任者	9
(2) 麻薬保管庫	9
(3) 麻薬保管庫の設置場所	9
(4) 麻薬の保管方法	9
(5) 麻薬の管理運用	10
3 麻薬帳簿	10
(1) 麻薬帳簿の設置及び保存	10
(2) 記載事項	10
(3) 記載上の注意	10
(4) 麻薬帳簿の記載例	11
4 その他	18
(1) 携帯輸出（輸入）	18

### III 麻薬小売業者間譲渡許可申請を行う方へ

<u>1 許可の趣旨</u>	19
<u>2 各種申請方法</u>	19
(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請	19
(2) 麻薬小売業者間譲渡許可変更届書	20
(3) 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届書	20
(4) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請	21
(5) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	21
<u>3 許可の有効期間</u>	22
<u>4 譲受・譲渡</u>	22
<u>5 譲り渡す麻薬についての注意事項</u>	23
(1) 表示等	23
(2) その他個別事項	24
<u>6 記録</u>	25
<u>7 報告</u>	25

### IV 麻薬処方箋

<u>1 麻薬処方箋の記載事項</u>	26
<u>2 麻薬処方箋によらない調剤の禁止等</u>	26
<u>3 ファクシミリによる麻薬処方箋の取扱い</u>	27
<u>4 麻薬処方箋の保存</u>	27
<u>5 フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方</u>	27
<u>6 メサドン塩酸塩製剤の調剤</u>	27

### V 業務に関する諸届

<u>1 麻薬の廃棄</u>	27
(1) 陳旧麻薬等の廃棄	27
(2) 調剤された麻薬の廃棄	28
(3) 麻薬注射剤の施用残液等の廃棄	30
<u>2 麻薬の事故</u>	32
(1) 麻薬事故届	32
(2) 破損等の事故で回収できた麻薬の取扱いについて	32
(3) 記載上の注意事項	32
<u>3 年間報告</u>	33
(1) 麻薬譲受譲渡届	33

<b>VI 立入検査</b>	
<b>1 立入検査</b> .....	34
(1) 立入検査の目的 .....	34
(2) 立入検査の際の注意事項 .....	34
<b>様式集</b> (コピーして申請・届出に利用してください。) .....	35
<b>参考資料</b>	
麻薬小売業者における麻薬廃棄届出に関する手引き .....	71

## 目 次

I	向精神薬の分類	79
II	向精神薬小売業者の免許	79
III	薬局管理者の責務	79
IV	向精神薬小売業者の業務	79
	1 譲受け	79
	2 譲渡し	80
	3 記録	80
	(1) 帳簿の設置及び保管	80
	(2) 記載事項	80
	(3) 記載上の注意	81
	4 保管	82
V	不備又は不審な処方箋の取り扱い	83
VI	廃棄	84
VII	事故	85
VIII	立入検査	85
	(1) 立入検査の目的	85
	(2) 立入検査の際の注意事項	85
IX	携帯輸入、携帯輸出	86
X	その他	86
	(1) 製造・製剤	86
	(2) 容器の記載	86
	(3) 承認条件	86
	(4) 習慣性医薬品の管理	86
	様式集 (コピーして申請・届出に利用してください。)	87

## 目 次

I	覚醒剤取締法上の取扱い	89
1	薬局で取り扱える覚醒剤原料	89
II	譲受け・譲渡し	90
1	譲受け	90
(1)	譲受け	90
(2)	覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け	90
2	譲渡し	91
3	譲受証・譲渡証	92
(1)	譲受証・譲渡証の交付	92
(2)	注意事項	92
(3)	譲受証・譲渡証の記載要領	92
III	保管・管理	93
1	保管	93
(1)	保管設備及び場所	93
2	管理	94
(1)	取扱責任者	94
(2)	取扱責任者の責務	94
IV	記録	94
(1)	記載上の注意	94
V	廃棄届	96
(1)	陳旧品等の廃棄	96
(2)	処方箋により調剤された医薬品である覚醒剤原料の廃棄	97
VI	事故届	98
VII	業務廃止等	98
(1)	所有数量報告	98
(2)	譲渡報告	99
(3)	廃棄処分	99
VIII	立入検査	101
(1)	立入検査の目的	101
(2)	立入検査の注意事項	101
	様式集 (コピーして申請・届出に利用してください。)	102

# 麻薬の取扱い



事項	提出書類の名称と様式(頁)	申請・届出の事由等	提出書類	備考	提出部数	提出期限	申請・届出者	根拠法令
免許の申請	麻薬小売業者免許申請 ・別記第1号様式(35頁)	○麻薬を取り扱おうとするとき ○免許を受けている薬局を移転するとき ○薬局開設者を変更するとき(法人化を含む) ○免許の有効期間満了に伴い、引続き免許を受けるとき	・申請書 ・診断書(法人の場合は麻薬関係業務を行う役員全員分) ・麻薬担当業務役員を明らかにする組織規定図又は業務分掌表(法人の場合) (代表取締役によって間違いない旨の証明がされていること。)	(1)手数料 3,900円(三重県収入証紙) (2)診断書 心身の障害があっても、麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でないことを証明するもの (3)免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の12月31日まで ※免許の有効期間満了に伴い、引続き免許を受ける者については、毎年11月頃から受け付ける。	正本1部	あらかじめ	薬局開設者	法3、規1
役員の変更	麻薬小売業者役員変更届 ・別記第1号の2様式(39頁)	○薬局開設者が法人であって、麻薬に関する業務を行う役員を変更したとき	・変更届 ・診断書(新たに役員に就任した者) ・麻薬担当業務役員を明らかにする組織規定図又は業務分掌表 (代表取締役によって間違いない旨の証明がされていること。)	診断書 心身の障害があっても、麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でないことを証明するもの	正本1部	事後すみやかに	薬局開設者	法3、規1 案の4
業務の廃止	麻薬小売業者業務廃止届 ・別記第3号様式(40頁)	○薬局を廃止(移転)又は麻薬に関する業務を廃止したとき ○薬局開設者を変更したとき(法人化を含む) ○法第3条第2項各号の資格(免許申請に必要な資格)を欠くに至ったとき	・麻薬小売業者業務廃止届 ・麻薬小売業者免許証	【譲渡する場合】 廃止後50日以内に譲渡しなければならぬ 譲渡した場合は、譲渡の日から15日以内に届け出ること ・麻薬譲渡届(細則第2号様式(52頁)) 【譲渡しない場合】 廃止後50日以内に廃棄しなければならぬ ・麻薬廃棄届(別記第11号様式(45頁))	正本1部	事後15日以内	薬局開設者	法7、規3
業務の廃止	麻薬所有量届 ・細則第1号様式(51頁)	○麻薬小売業者廃止届が必要な際 ※所有する麻薬がないときも提出が必要	・麻薬所有量届	【譲渡する場合】 ・届出事由の生じた日から50日以内に麻薬の譲渡を行い、譲渡の日から15日以内に麻薬譲渡届を提出すること(法36条) 【廃棄する場合】 ・所有している麻薬を譲渡できず廃棄する場合は、50日以内に麻薬廃棄届を提出し、麻薬取締職員等の立会のもと、廃棄すること	正本1部	事後15日以内  譲渡の日から15日以内	麻薬業務を廃止した薬局の開設者	法36、細2
免許証返納	麻薬小売業者免許証返納届 ・別記第4号様式(41頁)	○免許の有効期間が満了したとき(※ただし、引き続き免許申請をし、新たな免許証がある場合のみ、それ以外は業務廃止届を提出すること) ○免許を取り消されたとき ○亡失した免許証を発見したとき	・麻薬小売業者免許証返納届 ・麻薬小売業者免許証	・免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたとき、若しくは亡失した免許を発見したときは、15日以内に届け出ること	正本1部	事後15日以内	薬局開設者	法8、規4
免許証の変更	麻薬小売業者免許証記載事項変更届 ・別記第5号様式(42頁)	○開設者の住所又は氏名を変更したとき ○薬局の名称を変更したとき	・麻薬小売業者免許証記載事項変更届 ・麻薬小売業者免許証	【行政区分が整理された場合】 ・記載事項変更届は必要ない 【薬局を移転する場合】 現麻薬小売業者免許を廃止し、新規免許を申請すること	正本1部	事後15日以内	薬局開設者	法9、規5

事項	提出書類の名称と様式(頁)	申請・届出の事由等	提出書類	備考	提出部数	提出期限	申請・届出者	根拠法令
免許証再交付	麻薬小売業者免許証再交付申請書 ・別記第6号様式(43頁)	○免許証をき損、亡失したとき ○払出し(調剤)前の麻薬を廃棄したとき 【麻薬廃棄届が必要な事例】 ・所有する麻薬が陳旧、変質、汚染、調剤過誤や破損等の事故などの理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬(回収不可の時は、麻薬事故届を提出すること) ・調剤中に発生した1単位(1単位とは、1錠・1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使用する)と未済の残り ・所有する麻薬で譲渡又は使用の見込みがなくなくなった不要な麻薬 ・業務廃止、開設者死亡などに伴い不要となった麻薬(この場合、業務廃止届、麻薬所有量届も提出すること) ※麻薬取締職員等の立会のもとに、廃棄しなければならぬ	・麻薬小売業者免許証再交付申請書 ・麻薬小売業者免許証※ ※事由が「き損」の場合のみ	(1)手数料 2,700円(三重県収入証紙) (2)免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは15日以内に返納すること	正本1部	事後15日以内	薬局開設者	法10、規6
麻薬の廃棄	麻薬廃棄届 ・別記第11号様式(45頁)	○調剤済麻薬廃棄届が必要な事例】 ・処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合 一調剤済麻薬廃棄届 ・処方せんにより調剤された麻薬の最小単位の一部を施した後の残り分を廃棄する場合 →届出不要	・麻薬廃棄届	【麻薬廃棄届が必要な場合】 ・処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合 一調剤済麻薬廃棄届 ・処方せんにより調剤された麻薬の最小単位の一部を施した後の残り分を廃棄する場合 →届出不要	正本1部	あらかじめ(廃棄の前)	薬局開設者	法29、規10
破損の事盗取事故等	調剤済麻薬廃棄届 ・別記第19号様式(49頁)	○麻薬処方せんにより調剤した麻薬を廃棄したとき 【調剤済麻薬廃棄届が必要な事例】 ・処方変更や患者死亡により返還された麻薬	・調剤済麻薬廃棄届	【調剤済麻薬廃棄届が必要な場合】 ・処方せんにより調剤され、患者に交付後に紛失、汚染等事故が発生した場合 →届出不要 ・処方せんにより調剤された麻薬の最小単位の一部を施した後の残り分を廃棄する場合 一届出不要	正本1部	廃棄した日から30日以内		法35、規12条の6
年報	麻薬事故届 ・別記第18号様式(47頁)	○滅失、盗取、破損、所在不明等の事故のとき	・麻薬事故届	・保健所を経由して三重県知事に届け出ること ・盗取、強奪、脅取、詐欺にあった場合には警察に届け出ること ・事故届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨記載し、事故届の写しを保管すること	正本、副本各1部	すみやかに	薬局開設者	法35、規12条の5
年間報告	麻薬譲渡譲渡届 ・細則第4号様式(53頁)	○前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲受け、施用等をした麻薬の品名、数量等 ※麻薬の取扱いがなかった場合も届出が必要	・麻薬譲渡譲渡届	・毎年保健所へ届け出ること	正本1部	毎年11月30日まで		法47、細2
薬局間譲渡する場合	麻薬小売業者間譲渡許可申請書 ・別記第10号の2様式(57頁)、別紙様式1(58頁)	・麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足が生じ、麻薬処方せんにより調剤することが出来ない場合 ・新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、90日以上譲渡譲渡が認められない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡を行う場合	・麻薬小売業者間麻薬譲渡許可申請書 ・麻薬小売業者所在地の位置関係がわかる地図 ・麻薬小売業者間の距離、移動時間、移動方法がわかる書類	各保健所に許可申請を行うこと ・申請に係る麻薬小売業者の数が4を超える場合は、別紙様式1を用いること ・当該許可書は、許可を受けた日から5年間保存すること。	正本1部、副本を申請者の数に1を加えた部数	あらかじめ	薬局開設者	法24条第12項第1号、規9条の2

事項	提出書類の名称と様式(頁)	申請・届出の事由等	提出書類	備考	提出部数	提出期限	申請・届出者	根拠法令
変更届	麻薬小売業者間譲渡許可変更届書 別記第10号の3様式(61頁)、別紙様式5(62頁)	麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたとき	・麻薬小売業者間譲渡許可変更届書 ・麻薬小売業者間譲渡許可書	麻薬小売業者が3を超える場合は、別紙(別紙様式5)を用いること。	正本1部、副本を申請者の数に1を加えた部数	すみやかに	許可業者	規9条の2
追加届	麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届書 別記第10号の4様式(65頁)、別紙様式5(62頁)	麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるとき	・麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届書 ・麻薬小売業者所在地の位置関係がわかる地図 ・麻薬小売業者間の距離、移動時間、移動方法がわかる書類 ・麻薬小売業者間譲渡許可書	麻薬小売業者が4を超える場合は、別紙(別紙様式5)を用いること。	正本1部、副本を申請者の数に1を加えた部数	あらかじめ	許可業者、薬局開設者	規9条の2
再交付	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 別紙様式6(69頁)	麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したとき	・麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 ・毀損による再交付申請の際には、毀損した麻薬小売業者間譲渡許可書		正本1部、副本2部	すみやかに	許可業者	規9条の2
返納届	麻薬小売業者間譲渡許可書返納届書 別紙様式7(70頁)	以下に掲げる事由に該当することとなったとき ・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき ・全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき ・再交付を受けた場合において、亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき	麻薬小売業者間譲渡許可書返納届書	麻薬小売業者が3を超える場合は、別紙(別紙様式5)を用いること。	正本1部、副本を申請者の数に1を加えた部数	すみやかに	許可業者	規9条の2



# I 麻薬小売業者免許と事務手続

薬局で麻薬を取り扱うためには、麻薬小売業者の免許を取得することが必要です。ここでは、麻薬小売業者の免許と免許申請及び免許取得後の届出等の事務手続について説明します。

また、三重県では、麻薬に関する申請や届出の受付は、全て保健所で行っていますので、疑義が生じた場合は業務所を管轄する保健所（以下「管轄保健所」という。）にお問い合わせください。（裏表紙「申請・届出等担当窓口一覧表」参照）

## 1 免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

### ○麻薬小売業者免許

麻薬施用者が交付した麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）に基づき、麻薬を調剤し、患者に交付するための免許です。

## 2 免許の申請及び免許に関する届出

麻薬小売業者の免許に関する申請・届出等は次のとおりです。

いずれの場合も、申請・届出等は薬局の開設者が行ってください。なお、申請書等の提出の際は、原則、管轄保健所の窓口に直接お越しいただくようお願いいたします。

申請・届出様式については、この手引きの該当ページをコピーしてご利用いただくか、三重県のホームページの三重県申請・届出等手続の総合窓口（[https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_initDisplay)）からダウンロードしてご利用ください。

### 2-1 免許の申請と有効期間

#### (1) 麻薬小売業者免許の申請（法第3条）

免許の申請は下記のとおり行ってください。

なお、この免許の取得のためには、薬局を開設していることが必要なため、先に薬局開設許可を受けるか、又は、薬局開設許可の申請と同時に麻薬小売業者免許の申請をしてください。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	手数料、注意事項等	部数	様式/ 記載例
麻薬小売業者免許申請書 (別記第1号様式)	・ 手数料 3,900円 (令和7年10月1日現在) ・ 手数料分の三重県収入証紙を貼付	1部	様式:p35 記載例:p36
診断書	・ 心身の障害があっても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者ではない旨の診断書（法人の場合は、業務を行う役員の診断書）を添付してください。 (作成日から1か月以内のもの)	1部	様式:p37

<p>麻薬担当業務を明らかにする組織規定図又は業務分掌表</p> <p>※ 法人の場合に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬関係業務を行う役員(薬局の役員と同じにしてください。)を明示した組織図又は業務分掌表を添付してください。</li> <li>詳細は、麻薬取扱者の免許申請について(昭和57年9月24日薬麻第589号)を参照してください。</li> <li>役員を証明するものとして、登記事項証明書の写しを添付してください。</li> </ul>	1部	記載例：p38
--	--	----	---------

＊ 麻薬関係業務を行う役員の種類

- ① 合名会社…定款に別段の定めのないときは社員全員
- ② 合資会社…定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- ③ 合同会社…定款に別段の定めのないときは社員全員
- ④ 株式会社(特例有限会社を含む)…代表取締役及び法の免許に係る業務を担当する取締役。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役及び法の免許に係る業務を担当する執行役。
- ⑤ 外国会社…会社法第817条にいう代表者
- ⑥ 民法法人・協同組合…理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

(2) 業務を行う役員の変更(規則第1条の4)

薬局開設者が法人であつて、免許取得後に麻薬に関する業務を行う役員を変更した場合は、変更届の提出が必要になりますので、次のとおり手続きを行ってください。

提出先：管轄保健所

提出書類：

必要書類	手数料、注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬小売業者役員変更届 (別記第1号の2様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更前後の業務を行う役員を記載してください。</li> </ul>	1部	様式:p39
診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに就任した業務を行う役員に、心身の障害があつても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者ではない旨の診断書(作成日から1か月以内のもの)</li> </ul>	1部	様式:p37

麻薬担当業務を明らかにする組織規定図又は業務分掌表	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬関係業務を行う役員(薬局の役員と同じにしてください。)を明示した組織図又は業務分掌表を添付してください。</li> <li>役員を証明するものとして、登記事項証明書の写しを添付してください。</li> </ul>	1部	記載例：p38
---------------------------	---	----	---------

### (3) 免許の有効期間 (法第5条)

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。

免許の有効期間満了後も継続して麻薬の取扱いをする場合には、有効期間が満了するまでに新しく免許を受けてください。この場合の免許申請の受付は有効期間満了の年の11月頃から行っています。業務廃止等の手続きをせず、かつ、引き続き免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、不法所持等になりますので注意してください。

## 2-2 免許証の取扱い

### (1) 免許証の譲渡、貸与の禁止 (法第4条第3項)

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

### (2) 免許証の返納 (法第8条)

麻薬小売業者は、次の事項に該当する場合は「麻薬小売業者免許証返納届(別記第4号様式)」に必要事項を記載し、免許証を返納しなければなりません。

#### 【返納届が必要な場合】

- 免許の有効期間が満了した場合
- 免許を取り消された場合
- 免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見した場合

ただし、「麻薬小売業者業務廃止届」を提出した場合は必要ありません。

(免許の有効期間中に業務を廃止したときは、「I-3 業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理」(p4)の手続きを行ってください。)

免許証の返納手続きは次のとおり行ってください。

**届出期限：**免許の有効期間満了、取消、又は亡失した免許を発見した**後**

**15日以内**

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	部数	様式
麻薬小売業者免許証返納届 (別記第4号様式)	1部	p41
麻薬小売業者免許証	原本	

### (3) 免許証の記載事項の変更（法第9条）

薬局開設者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）又は薬局の名称を変更した場合は、免許証の記載事項を変更しなければなりません。免許証の記載事項変更は次のとおり行ってください。

なお、所在地が市町によって行われた地番変更等により変更された場合は、記載事項変更届の提出は必要ありません。

届出期限：変更後15日以内

提出先：管轄保健所

提出書類：

提出書類	部数	様式
麻薬小売業者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）	1部	p42
麻薬小売業者免許証	原本	

\* 薬局を移転する場合、又は開設者を変更（法人化を含む）する場合は、新たに免許を取得する必要があります。

### (4) 免許証を亡失又はき損した場合の手続き（法第10条）

免許証を亡失、又はき損した場合は、免許証の再交付を受けなければなりません。免許証の再交付申請は次のとおり行ってください。

申請期限：亡失又はき損後15日以内

提出先：管轄保健所

提出書類等：

提出書類	手数料、注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者免許証再交付申請書 (別記第6号様式)	・ 手数料 2,700円 (令和7年10月1日現在) ・ 手数料分の <u>三重県収入証紙</u> を貼付	1部	p43
麻薬小売業者免許証 ※き損の場合のみ	原本		

\* 免許証の再交付後に、亡失した免許証を発見した場合は、「(2) 免許証の返納」により15日以内に発見した免許証を返納してください。

## 3 業務廃止及び業務廃止時に所有する麻薬の処理（法第7条、第36条）

### (1) 業務廃止の届出

業務廃止とは以下の場合をいいます。

- ① 麻薬に関する業務を廃止した場合
- ② 麻薬小売業者免許の有効期間が満了する際に、引き続き免許を受けなかった場合
- ③ 免許の前提となる薬局の業務を廃止した場合
- ④ 薬局を移転する場合、又は開設者を変更（個人から法人に変更等）する場合

⑤ 薬局開設許可更新手続きを行わなかった場合

業務を廃止した場合には、「麻薬小売業者業務廃止届（別記第3号様式）」及び、業務廃止時に所有していた麻薬について記載した「麻薬所有量届（細則第1号様式）」を次のとおり提出してください。

＊ 届出の際は、できる限り麻薬帳簿をご持参ください。（数量を確認させていただきます。）

**届出期限：**業務廃止等の後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者業務廃止届 (別記第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局の開設者が死亡・解散した場合には、相続人等の届出義務者が届け出てください。</li> </ul>	1部	p40
麻薬小売業者免許証		原本	
麻薬所有量届 (細則第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務廃止時に所有する麻薬の数量を届け出てください。</li> <li>・ 所有がなかった場合も「在庫なし」と記載し届け出てください。</li> </ul>	1部	p51

(2) 業務廃止時に所有していた麻薬の処理

業務廃止時に所有していた麻薬については、業務廃止後50日を超えて所持すると不法所持となります。当該麻薬については、次の「①譲渡し」又は「②廃棄」の方法で処理してください。

① 譲渡し

業務廃止時に所有していた麻薬については、業務廃止後、50日以内であれば、三重県内の他の麻薬小売業者（移転後の薬局、開設者を変更した後の薬局を含む。）、麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。ただし、麻薬を譲り渡した場合は、譲渡先等を記載した「麻薬譲渡届（細則第2号様式）」を次のとおり提出してください。

**届出期限：**麻薬を譲渡後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
麻薬譲渡届 (細則第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲り渡した<u>後</u>に提出（15日以内）</li> <li>・ 譲受者に押印をもらうこと</li> </ul>	1部	p52

② 廃棄

業務廃止時に所有していた麻薬を廃棄する場合は、業務廃止後50日以内に「麻薬廃棄届（別記第11号様式）」を次のとおり提出した後、保健所職員の指示に従って廃棄してください。

届出期限：あらかじめ  
提出先：管轄保健所  
提出書類：

提出書類	注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬廃棄届 (別記第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄する前に提出</li> <li>・ 後日、保健所の職員の立会いのもと、原則、旧麻薬業務所で廃棄</li> </ul>	1部	様式:p45 記載例:p46

## II 麻薬小売業者の業務

ここでは麻薬を実際に取り扱う場合に注意しなければならない一般的な事項と、麻薬の管理の基本となる麻薬帳簿の記載方法について説明します。

### 1 譲受け(麻薬の購入等)、譲渡し(患者への交付等)

麻薬の譲受・譲渡については、免許の種類により制限が設けられています。麻薬小売業者においては、原則として次の(1)～(4)に掲げる場合以外は、譲受・譲渡はできません。

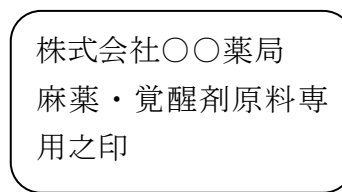
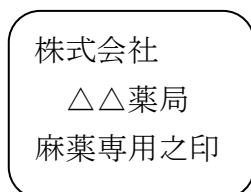
#### (1) 麻薬卸売業者からの譲受け(麻薬の購入) (法第26条、第32条)

麻薬の購入は、原則三重県内の麻薬卸売業者からに限られています。麻薬を購入する際は、以下の①～⑦の事項に十分注意してください。

- ① 麻薬卸売業者への「麻薬譲受証」の交付は、麻薬譲渡証及び麻薬の交付を受ける前、又は交付と同時に  
行わなければなりません。麻薬譲受証用紙に印のみを押し、相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行わないでください。
- ② 「麻薬譲受証」は、麻薬小売業者(薬局)の責任において作成してください。  
「麻薬譲受証」には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名(法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名)、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記入し、押印(法人にあっては代表者印又は麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。))してください。

麻薬専用印の例

麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



また、余白部分には、斜線を引く、又は「以下余白」としてください。

- ③ 麻薬卸売業者から交付を受けた「麻薬譲渡証」は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ④ 「麻薬譲渡証」を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けて

ください。なお、紛失した「麻薬譲渡証」を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

- ⑤ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、以下のア～ウを確認してください。なお、麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。

ア 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

イ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違していないか。

ウ 麻薬の容器には証紙による封が施されているか。

\* 破損等を発見した際の措置について

両者立会いで証紙を開封し、破損等を発見した場合

⇒麻薬小売業者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰りますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。

実際に使用する段階で証紙を開封し、破損等を発見した場合

⇒麻薬小売業者が麻薬事故届を提出してください。

また、明らかに不良品である場合は、製造販売業者等に返品等の必要性を確認してください。なお、返品する場合は、麻薬譲渡許可を取得する必要があります（申請書別記第10号様式）（p44）。

許可申請の詳細等については東海北陸厚生局麻薬取締部に直接問い合わせてください。

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部	
電 話	0 5 2 - 9 5 1 - 6 9 1 1
ファクシミリ	0 5 2 - 9 5 1 - 6 8 7 6

- ⑥ 薬局が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。なお、遠隔地に該当するかの判断については、管轄保健所にお問い合わせ下さい。

\* 破損等を発見した際の措置について

郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後、破損等を発見した場合  
⇒麻薬小売業者が麻薬事故届を提出してください。

- ⑦ 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

## (2) 在庫不足等緊急時における麻薬又は不働在庫となっている麻薬の譲受け・譲渡し

(法第24条第12項第1号の規定に基づき、三重県知事の許可を得て譲受・譲渡する場合) (規則第9条の2)

麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足が生じ麻薬処方箋により調剤することが出来ない場合、当該不足分を補足するために麻薬を譲受・譲渡することができます。また、卸売業者から譲り受けた麻薬で、譲り受けから90日以上経過したもの、もしくは処方箋による調剤又は譲渡許可（都道府県知事又は厚生労働

大臣)を受けて行った譲り渡しにより生じた残部の麻薬で譲り渡しから90日以上経過したものは譲受・譲渡することができます。(以下「麻薬小売業者間譲渡許可」という。)(手続きの詳細は「Ⅲ 麻薬小売業者間譲渡許可申請を行う方へ」(p19)を参照してください。)

**(3) 患者等からの施用する必要がなくなった麻薬の譲受け** (法第24条第1項・第35条第2項)

麻薬小売業者は、麻薬の交付を受けた患者又は患者の遺族から、処方変更又は死亡等の理由により施用する必要がなくなった麻薬を譲り受けすることができます。(他の麻薬小売業者・麻薬診療施設が交付した麻薬を含む。)患者等から譲り受けた麻薬はその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届(別記第19号様式)」を次のとおり提出してください。

**届出期限:** 廃棄後30日以内

**提出先:** 管轄保健所

**提出書類等:**

提出書類	注意事項等	部数	様式/記載例
調剤済麻薬廃棄届 (別記第19号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄した<u>後</u>の提出(廃棄後30日以内)</li> <li>・ 管理薬剤師が他の従事者の立会いのもと、原則、当該薬局で廃棄</li> </ul>	1部	様式:p49 記載例:p50

\* 患者に一度交付した麻薬については、薬局に回収する義務はありません。しかし、患者が施用する必要がなくなった麻薬はできる限り回収するか、患者以外の者が服用しないよう、十分に服薬指導を行ってください。

**(4) 譲渡し(患者への交付)** (法第24条第11項、第25条)

麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤された麻薬を交付する場合を除いて、麻薬を譲渡することはできません。

\* 原則として麻薬卸売業者に返品及び交換すること、他の薬局、病院、診療所等との貸借りすることもできません。(麻薬小売業者間譲渡許可を受けた場合は除きます。)譲受・譲渡違反となります。(同一開設者が開設する薬局間についても同様です。)

また、麻薬処方箋の交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等(以下「看護師等」という。)に麻薬を手渡すときは、次の①及び②に十分注意してください。

① 麻薬処方箋の交付を受けた患者又はその家族以外の者に譲渡する場合

病状等の事情により、患者が麻薬を受け取ることが困難と認める場合には、麻薬処方箋の交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話

等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

## ② 麻薬注射剤を患者に交付する場合

麻薬注射剤を患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）は、この限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた者に麻薬を手渡す時点を、当該患者への麻薬の交付とみなします。

## 2 管理及び保管（法第34条）

### **（1）麻薬の管理責任者**

麻薬小売業者は、その薬局における麻薬の譲受、保管、交付等の実務の管理を薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）が自ら行うか、若しくは管理薬剤師に行わせてください。また、取り扱う麻薬が医薬品であることから考えて、麻薬の管理責任者は、管理薬剤師が行うようにしてください。

### **（2）麻薬保管庫**

麻薬は、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内で保管しなければなりません。

\* 「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は盗難防止のため固定するなどして容易に移動できない金庫（重量金庫）で施錠設備があるもの等をいいます。手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。なお、麻薬を冷蔵保存する場合は、冷蔵庫内に施錠設備のある麻薬専用保管庫を固定してください。

### **（3）麻薬保管庫の設置場所**

麻薬の保管庫は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。

### **（4）麻薬の保管方法**

麻薬保管庫は麻薬専用としなければなりません。麻薬の他に医薬品、現金及び麻薬帳簿などの書類等を一緒に入れないようにしてください。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類を除く。）ただし、覚醒剤（覚醒剤原料は不可）は麻薬保管庫と一緒に保管することができます。

## (5) 麻薬の管理運用

麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。また、定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

## 3 麻薬帳簿（法第38条）

### (1) 麻薬帳簿の設置及び保存

麻薬小売業者は、薬局に麻薬帳簿を備えなければなりません。この帳簿は、麻薬の取り扱いがない場合も備え付けてください。

また、最終記入の終わった麻薬帳簿は、最終の記載の日から2年間保存することが義務づけられています。

### (2) 記載事項

- ① 譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ② 譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
  - \* コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類については受入れの数量、年月日を記載するのみで、処方箋により払い出した個々の数量を記載する必要はありません。
- ③ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）
- ④ 廃棄した麻薬については、備考欄に届出年月日

### (3) 記載上の注意

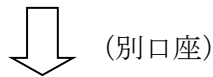
- ① 原則として、譲受け又は譲渡しがあつた都度記載してください。
- ② 品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。例えば、麻薬の原末から〇〇%散、〇〇%液等を予製した場合は、帳簿の別ページ等にそれぞれの口座を設けて記載してください。
- ③ 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。（ページを付してください。）
- ④ ボールペン等文字が消えないものを使用してください。なお、記載内容の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、そのわきに正しい数字等を書き、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- ⑤ 麻薬の受け払い等をコンピューターを用いて処理したものを帳簿とする場合は、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑥ 定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認をしてください。なお、アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、%散の秤量誤差と認められるものについては、麻薬の管理責任者等が他の職員の立会いのもとで確認のうえ、帳簿にこの旨を記載し、訂正することができます。この場合、備考欄に立会者が記名押印又は署名をしてください。

(4) 麻薬帳簿の記載例

1 卸売業者から購入した場合（バイアル入り注射剤を別口座に移して記載）

品名	ケタラール静注用 200mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 3. 1	10		10	厚生卸〇〇支店よりR7. 3. 2到着 AA-0002～AA-0011 ※ 1
R7. 3. 3		1	9	1V(AA-0002)別口座へ移動

※ 1 受入の年月日は、麻薬譲渡証に記載されている年月日を記載してください。麻薬譲渡証に記載されている年月日と、実際に麻薬卸売業者から納品を受けた日が異なる場合は、備考欄に納品日を記入してください。  
また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。



品名	ケタラール静注用 200mg		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 3. 3	20		20	1V(AA-0002)より転記
R7. 3. 3		6	14	〇俣〇雄
R7. 3. 3		10	4	高〇〇也
R7. 3. 4		4	0	施用残 4mL 廃棄 立会者署名 ※ 2

※ 2 施用残液を廃棄する場合は、立会の下廃棄し、その数量をmL単位で記入するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。  
なお、1 Vを複数の患者に施用しない場合は、アンプル入り麻薬注射剤と同様、V単位で取扱って差し支えありません。

2 廃棄がある場合の記入例（施用に伴う消耗）

①坐剤

品名	アンペック坐剤 20mg		単位	個（本）
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R7. 10. 2		1	9	〇山〇夫 5mg 廃棄 立会者署名 ※ 3

※ 3 調剤後（調剤中に発生した1単位未満の残りは除く）、麻薬坐剤を分割施用した施用残は、立会の下廃棄し、その数量をmg単位で記載するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。

②アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			20	前帳簿から繰越し
R7. 10. 2		1	19	○山○夫 0. 5mL 廃棄 立会者署名 ※4
R7. 10. 3		10	9	島○○雄 IVH 施用 5mL 廃棄 立会者署名 ※5

※4 アンプル入り麻薬注射剤の施用残は、立会いの下廃棄し、その数量をmL単位で記載するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。

※5 I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は施用に伴う消耗に該当します。

なお、I V Hを500mL調整し、5mLを施用残として廃棄した場合、「5 / 500mL廃棄」等と調製量がわかるように記載することが望ましいです。

③注射剤（凍結乾燥品）

品名	アルチバ静注用 2mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 3. 1	5		5	厚生卸○○支店より AS001～AS005
R7. 3. 2		1	4	○山○夫 例1：20mL 溶解液施用残 5mL 廃棄 ※6 例2：5mL 廃棄（100μg/mL） 立会者署名

※6 凍結乾燥品の注射剤については、生理食塩水等に溶解して施用されることから、施用濃度がそれぞれ異なる場合があります。そのため、施用残を廃棄する場合には、溶解液の量又は濃度を併記してください。またカルテや施用票についても、同様に取扱ってください。

3 廃棄がある場合の記入例（調剤済麻薬廃棄届）

①アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mL		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R7. 10. 2		3	7	高○○二 R7. 10. 3 3mL 廃棄 立会者署名 ※7 R7. 10. 8 調剤済麻薬廃棄届提出

※7 注射筒に充填したものの全量施用しなかった場合は、立会いの下廃棄してください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

②貼付剤

品名	デュロテップMTパッチ 4.2mg		単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R7. 10. 2		5	5	高〇〇二 R7. 10. 3 1枚廃棄 立会者署名 ※8 R7. 10. 8 調剤済麻薬廃棄届提出

※8 ライナーから剥がすのに失敗した場合は、「調剤済麻薬廃棄届」の対象となります。  
 なお、施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用に伴う消耗として処理してください。

4 廃棄がある場合の記入例（麻薬廃棄届）

品名	オキシコンチン 5mg		単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R7. 10. 5 ※9		5	5	汚染による廃棄 R7. 10. 3 麻薬廃棄届提出 ※10 △△保健所 ○田□男 ㊞
R7. 10. 6	15		20	○△薬局から譲受 ※11
R7. 10. 7		20	0	□川○太
R8. 3. 1	100		100	厚生卸〇〇支店より AS001~AS005

※9 年月日欄には、麻薬を廃棄した日を記入してください。  
 ※10 廃棄には、麻薬取締員又は保健所職員が立会いますので、その指示に従ってください。  
 ※11 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限りです。麻薬小売業者間譲渡・譲受の相手方の名称を備考欄に記載してください。

5 麻薬事故届

①バイアル入り注射剤

品名	ケタラール静注用 200mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 3. 1	10		10	厚生卸〇〇支店より AA-0002~AA-0011
R7. 3. 2		1	9	破損により15mL 流失 R7. 3. 3 事故届、麻薬廃棄届提出 ※12 R7. 3. 8 5mL 廃棄 △△保健所 ○山□子 ㊞

※12 調剤前の事故で一部回収できた場合  
 年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量を記入してください。この場合、回収できた麻薬に係る「麻薬廃棄届」をあわせて提出してください。  
 廃棄には、麻薬取締員又は保健所職員が立会いますので、その指示に従ってください。  
 なお、調剤後の事故に係る回収分については、「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

②アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			20	前帳簿から繰越し
R7. 10. 2		1	19	破損により全量流失 R7. 10. 3 事故届提出 ※13
R7. 10. 3		1	18	破損により0.5mL流失 R7. 10. 4 事故届提出 ※14 R7. 10. 4 0.5mL廃棄 立会者署名
R7. 10. 4		10	8	富〇〇一 R7. 10. 4 点滴中、モルヒネ塩 酸塩含有液8mL漏出、140mL回収 ※15 R7. 10. 5 事故届 R7. 10. 5 140mL廃棄 立会者署名

※13 調剤前の事故で全量流失した場合

年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量を記入してください。  
また、備考欄に事故の状況を簡単に記入してください。

※14 調剤前の事故で一部回収できた場合

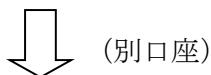
アンプル入り麻薬注射剤に限り、回収された麻薬に係る「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。立会いの下廃棄してください。

※15 施用中の事故で、一部回収できた場合

アンプル入り麻薬注射剤に限り、回収された麻薬に係る「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

6 リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの記入例

品名	コデインリン酸塩		単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 3	5		5	厚生卸〇〇支店より TY27
R7. 10. 4		2	3	10%散20g 調製



品名	コデインリン酸塩10%散		単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			15	前帳簿から繰越し
R7. 10. 4	20		35	原末から調製
R8. 9. 30			18	秤量確認 立会者署名 ※16

※16 リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの〇〇%散（水）については、患者ごとに払出した数量を記入する必要はありません。そのため、毎年9月30日現在の残高を秤量し、前年の残高に1年間の受入総数量を加えた値から秤量値を差し引き、年間の払出量としてください。

7 綿棒等で使用するコカイン塩酸塩液

品名	1%コカイン塩酸塩液		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R7. 10. 5	50		60	原末から調製
R7. 10. 6		綿棒 10本		〇山〇夫 他10名 ※17
R7. 10. 10			22	秤量確認 立会者署名 ※18
R8. 9. 30			15	秤量確認 立会者署名 ※19

※17 払出欄の記載は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合はスプレー回数について、その集計数を1日分の施用量として記入してください。

※18 常時使用する診療施設にあっては1月に2回程度、それ以外の施設にあっては1月に1回程度、残高を秤量してください。

※19 毎年9月30日現在の残高を秤量し、前回の残高に1年間の受入総数量を加えた値から秤量値を差し引き、年間の払出量としてください。

8 患者等から返納があった場合の記入例

①元帳簿に記入する場合

品名	MS コンチン錠10mg		単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考
R7. 10. 1			110	前帳簿から繰越し
R7. 10. 4	(8)		110	○山○夫 返納 10. 6 8 錠廃棄 ※20 立会者署名 10. 12 調剤済麻薬廃棄届提出
R7. 10. 5	(15)		110	○木○子 入院時持参、継続使用 10. 10 処方変更 5 錠返納 ※21 10. 12 5 錠廃棄 立会者署名 10. 12 調剤済麻薬廃棄届提出
R7. 10. 6	* (10)		120	矢○○雄 ※22

※20 外来患者からの返納

外来患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の家族から譲り受けた場合には、その麻薬を立会いの下廃棄してください。この場合、受入欄に受入数量を（ ）書きで記入してください。なお、残高には加えないでください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

※21 持込継続使用

再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、ナースセンター等で管理する場合は、受入欄にその数量を（ ）書きで、備考欄に入院後施用の旨を記入してください。なお、残高には加えないでください。処方変更等により生じた残余の麻薬については、立会いの下廃棄してください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

※22 再使用

入院患者から返納された麻薬（ナースセンター等で管理していたものに限る。）を再使用する場合は、受入欄の（ ）書きに\*印を付すとともに、受入数量を残高に加えてください。

②補助簿（廃棄簿）に返納廃棄の状況を記入する場合

<例1 品目別>

品名	MSコンチン錠10mg		単位	錠	方法	溶解後放流
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会者署名	届出年月日	備考	
R7.10.4	8	R7.10.4	〇〇〇〇	R7.10.30	〇山〇夫 返納	
R7.10.10	5	R7.10.12	〇〇〇〇	R7.10.30	〇木〇子 持参麻薬一部	

<例2 時系列>

受入年月日	品名	受入(廃棄)数量	患者名	廃棄年月日	立会者署名	届出年月日	備考(廃棄理由)
R7.10.4	MSコンチン錠10mg	8T	〇山〇夫	R7.10.4	〇〇〇〇	R7.10.30	外来患者返納
R7.10.10	MSコンチン錠10mg	5T	〇木〇子	R7.10.12	〇〇〇〇	R7.10.30	持込継続 処方変更
R7.10.12	フェンタニル注0.1mg	4mL	山〇〇一	R7.10.12	〇〇〇〇	R7.10.30	患者死亡
R7.10.13	モルヒネ塩酸塩含有液	100mL(1mg含有)	多〇〇三	R7.10.13	〇〇〇〇	R7.10.30	施用中止 1mg 含有

③補助簿（持込継続使用分）に持込継続使用の状況を記入する場合

品名	MSコンチン錠10mg		単位	錠
年月日	受入	備考		
R7.10.4	15	〇木〇子 10.10 処方変更 5錠返納 ※23		

※23 処方変更等により残余の麻薬が生じた場合は、補助簿（廃棄簿）に所定の事項を記載してください。

9 帳簿訂正

品名	アヘンチンキ		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R7.9.25		2.5	12.5	小〇〇正
R7.9.30			12.2	帳簿等を確認した結果、自然減量と認められるので訂正 ※24 (-0.3mL) 立会者署名

※24 アヘンチンキ等の自然減量、モルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、立会いの下に確認のうえ、備考欄にその旨を記載し、立会者が署名（記名押印）してください。

#### 4 その他

##### (1) 携帯輸出（輸入）（法第13条、第17条）

自己の疾病の治療のため麻薬を服用する必要のある患者が、外国に出かけたり（出国）、又は外国で飲み残した麻薬を携帯して帰国（入国）する場合には、厚生労働大臣に許可を受ければ、麻薬を携帯して出国・入国（輸出・輸入）することができます。このとき携帯する麻薬の数量についての制限はありません。麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合は、厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部へ直接問い合わせるように指導してください。

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部	
電 話	0 5 2 - 9 5 1 - 6 9 1 1
ファクシミリ	0 5 2 - 9 5 1 - 6 8 7 6

- \* 携帯輸出（輸入）は、「自己の疾病治療の目的で携帯して麻薬を輸出（輸入）」する場合に限り厚生労働大臣が許可することとなっており、本人以外の携帯や郵送等は認められていません。
- \* 携帯輸出の許可は、日本を出国する際に有効なものです。一部の国では、日本の「携帯輸出許可書」での携帯が可能ですが、事前に相手国の大使館や領事館に照会してください。

### Ⅲ 麻薬小売業者間譲渡許可申請を行う方へ

#### 1 許可の趣旨

麻薬小売業者間譲渡許可は、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方箋に対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう麻薬及び向精神薬取締法施行規則を改正し設けられたものです。

また、令和3年7月5日付薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知により、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能となりました。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方箋による調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきという基本的な考え方は変わりません。このため、定期的に在庫確認を行っていただくとともに、在庫が不足していることが分かった場合には、麻薬卸売業者から麻薬を購入し、在庫を確保するようにしてください。

#### 2 各種申請方法

##### (1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請（法24条第12項第1号）

許可の申請は下記のとおり行ってください。

なお、同時に2つ以上の小売業者間譲渡許可を受けることはできません。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者間譲渡許可申請書（別記第10号の2様式、別紙様式1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の正本：1部</li> <li>申請書の副本：申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数</li> <li>麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）を記載してください。</li> </ul>	左欄	様式： p57, 58 記載例： P59, 60
各麻薬小売業者の所在地の位置関係がわかる地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>地図の縮尺率及び各麻薬小売業者の所在地を明記してください。</li> </ul>	1部	
各麻薬小売業者間の距離、移動時間、移動方法がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬業務所間の概ねの移動時間を記載してください。</li> </ul>	1部	

\*申請に係る麻薬小売業者の数が4を超える場合は、別紙様式1を用いてください。

\*当該許可書は、許可を受けた日から5年間保存してください。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可変更届書

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、変更届の提出が必要になりますので、次のとおり手続きを行ってください。

なお、届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることができます。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者間譲渡許可変更届（別記第10号の3様式、別紙様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の正本：1部</li> <li>申請書の副本：申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数</li> <li>代表者が届け出の場合は、変更届のチェック欄にチェックしてください。</li> </ul>	左欄	様式： p61, 62 記載例： p63, 64
麻薬小売業者間譲渡許可書	/		全ての許可書

\* 当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が3を超える場合は、別紙（別紙様式5）を用いてください。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届書

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、許可要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができます。

なお、届出に際し、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者と当該許可業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることができます。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届（別記第10号の4様式、別紙様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の正本：1部</li> <li>申請書の副本：申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数</li> <li>代表者が届け出の場合は、変更届のチェック欄にチェックしてください。</li> </ul>	左欄	様式： P65, 62 記載例： P66

各麻薬小売業者の所在地の位置関係がわかる地図	・地図の縮尺率及び各麻薬小売業者の所在地を明記してください。	1部	
各麻薬小売業者間の距離、移動時間、移動方法がわかる書類	・麻薬業務所間の概ねの移動時間を記載してください。	1部	
麻薬小売業者間譲渡許可書		全ての許可書	

\* 当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び追加する麻薬小売業者が4を超える場合は、別紙様式5を用いてください。

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときには、速やかに麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければなりません。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 (別紙様式6)	・申請書の正本：1部 ・申請書の副本：2部	左欄	様式： p69
毀損による再交付申請の際には、毀損した麻薬小売業者間譲渡許可書		当該許可書	

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに返納しなければなりません。

- ◇ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき
- ◇ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき
- ◇ 再交付を受けた場合において、亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	注意事項等	部数	様式
麻薬小売業者間譲渡許可書返納届書（別紙様式7、別紙様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の正本：1部</li> <li>申請書の副本：申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数</li> </ul>	左欄	様式：P70, 62
麻薬小売業者間譲渡許可書		全ての許可書	

\* 当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が3を超える場合は、別紙（別紙様式5）を用いてください。

### 3 許可の有効期間

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。

### 4 譲受・譲渡

麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて麻薬を譲受・譲渡する場合、次の事項に十分注意してください。

#### ① 譲渡・譲受の方法

譲渡側の麻薬小売業者は、譲受側の麻薬小売業者が受領した「麻薬処方箋」の写し、及び、譲受側の麻薬小売業者が作成した「麻薬譲受確認書（別紙様式3：p68）」の交付を受け、又はこれと引き換えに麻薬を交付し、同時に自ら作成した「麻薬譲渡確認書（別紙様式4：p66）」を譲受人に交付してください。

麻薬の交付を行う際は、譲受側・譲渡側の許可業者の双方立会いの下、以下の事項を確認してください。なお、麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。

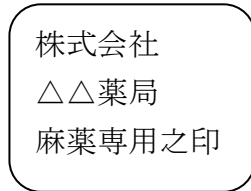
- ・「麻薬譲受確認書」及び「麻薬譲渡確認書」の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ・麻薬譲渡確認書等の品名、数量、製品番号と現品が相違していないか。また、破損等不良品はないか。
- ・受け渡しは、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ・麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出し、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

#### ② 麻薬譲渡確認書等の作成についての注意点

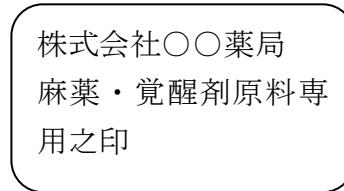
「麻薬譲渡確認書」は、麻薬を譲り渡す麻薬小売業者が作成し押印してください。また、「麻薬譲受確認書」は麻薬を譲り受ける麻薬小売業者が作成してください。

麻薬譲渡確認書等には、麻薬業務所の所在地・名称、譲受・譲渡しようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記入し、印（法人にあつては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。))を押してください。

麻薬専用印の例



麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



③ 確認書等の保存

交付を受けた「麻薬処方箋の写し」及び「麻薬譲受確認書」又は「麻薬譲渡確認書」は、2年間保存してください。

④ 確認書等をき損、紛失した場合

麻薬譲渡確認書等を万一紛失又はき損した場合には、再交付を受けてください。また、紛失した麻薬譲渡確認書等を発見したときは、速やかに当該麻薬小売業者に返納してください。

⑤ 麻薬の運搬

麻薬の運搬については、管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する薬剤師が行ってください。ただし、やむを得ない場合は、麻薬小売業者の管理薬剤師の管理下、業務に従事する者が運搬することとして差し支えありません。なお、配送業者や麻薬卸売業者等に運搬を行わせないでください。

5 譲り渡す麻薬についての注意事項

麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡については、麻薬以外の医薬品を薬局間で譲渡するのと同様に、いわゆる「分割販売（零売）」として取り扱ってください。

本許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。

(1) 表示等

麻薬も医薬品であるため、分割販売する際にも、医薬品医療機器等法第50～54条に規定されることが直接の容器又は被包等に記載されていなければなりません。

譲受側の麻薬小売業者が下表の「①規定事項」を「②省略または簡略化の内容」が記載された文書（添付文書等）を持っている場合、以下のア～ウを記載した場合には、次表のとおり、記載事項の一部省略又は簡略化することができます。

- ア 「調剤専用」の文字
- イ 分割販売を行う者の氏名又は名称
- ウ 分割販売を行う薬局の名称及び所在地

記載事項の省略又は簡略化の内容（医薬品医療機器等法施行規則第216条）

医薬品医療機器等法第50条

号	規定事項	省略または簡略化の内容
1	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	製造販売業者の略名の記載をもって代えることができる。
5	「日本薬局方」の文字	「日局」又は「J・P」の文字の記載をもって代えることができる。

	日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	省略することができる。
9	法第42条第1項の規定によって定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項（有効期間を除く。）	省略することができる。
10	有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）	省略することができる。
11	「注意—習慣性あり」の文字	「習慣性」の文字の記載をもって代えることができる。
12	「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字	「要処方」の文字の記載をもって代えることができる。
13	「注意—人体に使用しないこと」の文字	省略することができる。
15	外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所	外国製造医薬品等特例承認取得者の略名の記載をもって代えることができる。

#### 医薬品医療機器等法第52条

	規定事項	省略または簡略化の内容
各項	添付文書等の記載事項	省略することができる。

\* 譲渡側が可能ならば、譲渡する麻薬が入っていた容器・外箱を利用すると譲受側は便利です。

#### (2) その他個別事項

- \* 散剤麻薬については、必要な量を秤量して譲渡してください。また、譲渡側において秤量誤差が生じた場合には、アヘンチンキの自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差と同様に、帳簿等の処理をしてください。
- \* 譲受・譲渡する麻薬の予製行為は認められていませんので、%散等を譲り渡すことはできません。
- \* ファクシミリにより送信された麻薬処方箋に基づく麻薬についても、譲受・譲渡できます。なお、譲受・譲渡後、譲受側の麻薬小売業者に患者が来院しなかった場合には、当該麻薬小売業者はその旨を帳簿の備考欄に記載した上で、在庫として取り扱ってください。譲渡側の麻薬小売業者に返却することはできません。

## 6 記録

許可業者間で譲受・譲渡を行った場合はその麻薬の品名、数量等を麻薬帳簿へ記録してください。また、備考欄に、譲受・譲渡の相手方の名称を併せて記載してください。下記の記載例を参考としてください。

### (1) 麻薬帳簿の記載例（（A, B, Cの3麻薬小売業者間での譲渡許可）

#### A薬局における麻薬帳簿（O錠20mgの口座）

月日	受入	払出	残量	患者氏名	備考
R7. 3. 22		14	33	田中太郎	
R7. 3. 28		28	5	鈴木三郎	
R7. 4. 4	5	10	0	山本一郎	B薬局から譲渡
R7. 4. 5	14	14	0	田中太郎	B薬局から譲渡
R7. 4. 7	100		100		△△薬品(製品番号 )
R7. 4. 11		28	72	鈴木太郎	
R7. 4. 23		14	58		C薬局へ譲渡

#### A薬局の補助簿（薬局間譲渡用）

月日	受入（譲受）	払出（譲渡）	品名	相手方薬局
R7. 2. 11	3		Dパッチ5mg	C薬局
R7. 3. 20	2		M錠60mg	C薬局
R7. 4. 4	5		O錠20mg	B薬局
R7. 4. 5	14		O錠20mg	B薬局
R7. 4. 9	3		Dパッチ7.5mg	C薬局
R7. 4. 23		14	O錠20mg	C薬局

## 7 報告

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりません。なお、年間報告に併せて計上（品目ごとに、許可業者間における譲受・譲渡に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧下書きで併記）してください。（「V-3 年間報告」（p33）参照）

## IV 麻薬処方箋

ここでは、麻薬処方箋に基づいて麻薬を調剤する際に注意すべき事項等について、説明します。

### 1 麻薬処方箋の記載事項（法第27条第6項）

麻薬施用者は、患者に麻薬処方箋を交付する場合は、その処方箋に以下の①～⑧の事項を記載し、記名押印又は署名することとなっています。

#### 【記載事項】

① 患者の氏名、年齢（生年月日でも可）

② 患者の住所

③ 麻薬の品名、分量、用法用量

④ 処方箋の使用期間（有効期間）

⑤ 処方箋の発行年月日

⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名

⑦ 麻薬施用者免許番号

⑧ 麻薬診療施設の名称及び所在地

\* ②患者の住所及び⑦麻薬施用者免許番号については、一般の処方箋にはない項目ですので、麻薬処方箋を受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

### 2 麻薬処方箋によらない調剤の禁止等（法第24条第10項）

麻薬小売業者は、麻薬処方箋を所持する者以外の者に麻薬を交付してはなりません。また、次の①～③に該当する麻薬処方箋である場合は、麻薬処方箋を所持していても麻薬を交付することはできませんので注意してください。

① 疾病治療以外の目的で交付された麻薬処方箋である場合

② 麻薬又はあへんの中毒者の中毒症状を緩和するために交付された麻薬処方箋である場合

③ 記載事項に不備又は疑義のある麻薬処方箋である場合

処方箋に疑わしい点がある時は、調剤する前に、必ず処方医に疑義照会しなければなりません。（薬剤師法第24条）

\* 処方箋をカラーコピー等により偽造し薬局に持ち込むといった事件も発生しており、注意が必要です。日頃から、疑わしい処方箋については、**処方医への疑義照会を確実に**行うようにしてください。

#### ◎ 偽造処方箋を発見した場合等の対応

薬剤の交付を行わないことは当然のことですが、処方箋を持参した者の住所、氏名を確認のうえ、可能な限り処方箋を預かり、管轄保健所及び警察署へすみやかに通報してください。（裏表紙「申請・届出等担当窓口一覧表」参照）

#### ◎ 偽造処方箋により麻薬を不正入手（詐取）された場合

管轄保健所を経由し三重県知事あてに麻薬事故届を2部提出してください。なお、詐取量が少量であっても届出をしてください。また、警察へもすみやかに通報してください。

### 3 ファクシミリによる麻薬処方箋の取扱い

ファクシミリにより送信された麻薬処方箋の処方内容に基づき麻薬の調剤等を開始することは、麻薬以外の医薬品と同様に行うことができます。その際は、麻薬を交付する前に麻薬処方箋の原本を受領し、処方内容等を確認してから麻薬を交付してください。

\* 患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。

また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は、事前に麻薬廃棄届を保健所へ提出してください。

### 4 麻薬処方箋の保存（薬剤師法第27条）

薬局開設者は、一般の処方箋と同様に、調剤済みとなった日から3年間保存してください。麻薬処方箋を一般の処方箋と分けて保存すると便利です。

### 5 フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方

患者から麻薬処方箋と共に確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

\* 医師は製造販売業者の提供する講習を受講

製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行  
医師及び患者は処方時に確認書に署名

### 6 メサドン塩酸塩製剤の調剤

処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

\* 本剤は、がん性疼痛の治療に精通した医師によってのみ、処方・使用される必要があることから、医師は、製造販売業者の提供する講習を受講することが義務づけられています。

## V 業務に関する諸届

麻薬小売業者が業務上届け出る必要がある届出には、廃棄届、事故届、年間報告等があります。ここでは、これら各届を届け出る際に注意すべき事項等について説明します。

### 1 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄する場合は、次の（１）～（３）の3通りの方法があります。なお、個別事例に対応した廃棄手続については「麻薬小売業者における麻薬廃棄届出に関する手引き」（p69）の別添（図1）～（図5）を参照してください。

#### （１）陳旧麻薬等の廃棄（法第29条）

次の麻薬を廃棄する場合には、あらかじめ「麻薬廃棄届（別記第11号様式）」を届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は、管轄保健所職員の指示に従ってください。

### 【対象となる麻薬】

- ・ 陳旧麻薬、業務廃止等により不要となった麻薬
- ・ 調剤中に汚染、誤調剤等の事故があった麻薬
- ・ 調剤中に発生した1単位未満の残りの麻薬
  - \* 1単位とは、1錠、1カプセル、1個（坐剤）、1包（顆粒剤）等の1回で使い切るために個別に包装された製剤1個分のこと。
- ・ 調剤前に破損等の事故があり、回収された麻薬（アンプル入り麻薬注射剤を除く。）
  - \* 回収不可能分については、「麻薬事故届」により届け出てください。
  - \* アンプル入り麻薬注射剤については、回収された麻薬及び回収不可能分ともに「麻薬事故届」により届け出てください。（事故及び経過を詳細に記入することで、あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。）これは、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬は、医療上再利用できず、本来回収できた麻薬とは認められないためです。

「麻薬廃棄届」により麻薬を廃棄する場合は、次のとおり行ってください。

**廃棄の方法：**事前に麻薬廃棄届を提出し、管轄の保健所職員の立会いの下、原則当該薬局で適切な方法で廃棄します。（「廃棄方法参考例」（p32）参照）

**届出期限：**あらかじめ

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬廃棄届 (別記第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄する前に提出</li><li>・ 後日、保健所職員立会いの下、原則、当該薬局で廃棄</li></ul>	1部	様式:p45 記載例:p46

\* 麻薬廃棄届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください。

### (2) 調剤された麻薬の廃棄（法第29条、第35条第2項）

調剤された麻薬は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いの下に廃棄してください。また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届（別記第19号様式）」を管轄保健所へ届け出てください。麻薬帳簿への記録も必要です。

### 【対象となる麻薬】

- ・ 処方変更、患者の死亡等により患者等から譲り受けた麻薬  
（他の麻薬小売業者、麻薬診療施設から交付された麻薬を譲り受けた際も該当します。）
- ・ 調剤後に破損等の事故があり回収された麻薬（アンプル入り麻薬注射剤を除く。）

く。)

- \* 回収不可能分については、「麻薬事故届」により届け出てください。
- \* アンプル入り麻薬注射剤に限っては、回収された麻薬及び回収不可能分ともに「麻薬事故届」により届け出てください。（事故及び経過を詳細に記入することで、あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。）これは、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬は、医療上再利用できず、本来回収できた麻薬とは認められないためです。
- \* アンプルカット後であっても、汚染、誤調剤、誤調整が生じた場合は、調剤した麻薬には該当しません。（「麻薬廃棄届」が必要です。）

「調剤済麻薬廃棄届」により麻薬を廃棄する場合は、次のとおり行ってください。  
**廃棄方法**：麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いの下で廃棄

**提出期限**：廃棄後30日以内  
 （30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。）

**届出先**：管轄保健所

**届出書類**：

提出書類	注意事項等	部数	様式/ 記載例
調剤済麻薬廃棄届 (別記第19号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄した<b>後</b>に提出（廃棄後30日以内）</li> <li>【廃棄方法】</li> <li>・ 麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いの下、原則、当該薬局内で廃棄</li> </ul>	1部	様式:p49 記載例:p50

\* 調剤済麻薬廃棄届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、調剤済麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください。

<破損等の事故があった場合の届出方法>

	調剤前		調剤後	
	回収分	未回収分	回収分	未回収分
アンプル入り麻薬注射剤	麻薬事故届		麻薬事故届	
上記以外の麻薬	麻薬廃棄届	麻薬事故届	調剤済麻薬廃棄届	麻薬事故届

### (3) 麻薬注射剤の施用残液等の廃棄

麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いの下で廃棄してください。

なお、この場合、廃棄届の届出は必要ありません。

#### 【対象となる麻薬】

- ・ 麻薬注射剤の施用残液（分割施用されたバイアル製剤の施用残を含む）
- ・ I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液

### <参考：経皮吸収型製剤の取扱いについて>

#### 1 廃棄手続き

施用せずに残った製剤は、病院・薬局へ返却するよう患者等に指導して下さい。患者等から返却された場合は、廃棄にご協力下さい。

なお、廃棄した際は、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。

#### 2 廃棄方法

焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、ライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーを使用した廃棄は行わないでください。

#### 3 施用済製剤の盗取に対する対応について

当該貼付剤については、海外において使用済製剤が大量に盗取され違法に麻薬成分が抽出された事例等があるので、取扱いには十分に注意してください。

### 麻薬廃棄方法の参考例

品名、在型	廃棄方法参考例
注射剤	<p>【アンプル製剤】 アンプルをカットし注射剤を下水に放流する。</p> <p>【凍結乾燥製剤】 溶解後シリンジにとり注射液を下水に放流する。</p>
デュロテップMTパッチ	<p>ゴム手袋を着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて裁断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。</p>
アンペック坐剤	<p>アンペック坐剤1個に対し、温水100mLと家庭用液体台所洗剤1mLを加え、攪拌して溶かした後、放流する。</p>
カディアンスティック粒	<p>下記（1）又は（2）の処理後、下水に放流する。</p> <p>（1）エタノールがある場合</p> <p>① ペレット重量に対して5倍量のエタノール（95%）に、ペレットを添加し、5～10分間攪拌する。</p> <p>② 攪拌後の白濁した液に50～60℃の温水をエタノール量の3倍量加え、残存したペレットが溶解するまで攪拌する。</p> <p>* 消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。</p> <p>（2）エタノールがない場合</p> <p>50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢で粉碎し、最終的に製剤（顆粒）1gあたり10mLの温水を加えて乳鉢で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号（目開き：850μm）で除去できる。</p> <p>* 乳鉢による顆粒のはじき飛ばしに注意すること</p>
カディアンカプセル	<p>カプセルをはずし、内容物を取り出し、カディアンスティックと同様の処理を行う。</p> <p>なお、カプセルは通常の医薬品と同様に廃棄する。</p>
MSコンチン錠、オキシコンチン錠	<p>熱水中にMSコンチン錠やオキシコンチン錠を入れ30秒間放置した後、棒状のもので錠剤を潰し攪拌する。</p> <p>次いで、この中に水を入れて冷却し、溶解、崩壊を確認したのち、下水に放流する。</p>
タペンタ錠	<p>錠剤を焼却するか、粘着力の強いガムテープ等で錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品同様に廃棄する。</p>
他の錠剤、散剤等	<p>（粉碎後）水に溶かして下水に放流する。</p>

#### ！注意

麻薬廃棄届の提出が必要な場合は、必ず保健所の担当職員の立会いのもとで、その指示に従って廃棄してください。

## 2 麻薬の事故

### (1) 麻薬事故届（法第35条第1項）

麻薬小売業者が管理している麻薬に、滅失、盗取、破損、流失、所在不明、その他の事故（変造・偽造処方箋による詐取等）があった場合は、すみやかにその麻薬の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を記載した「麻薬事故届（別紙第18号様式）」を次のとおり届け出てください。

なお、事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。

また、麻薬を盗取された場合は、すみやかに警察へも届け出てください。

届出期限：事故発生後すみやかに

提出先：管轄保健所

届出書類等：

提出書類	部数	様式/記載例
麻薬事故届（別紙第18号様式）	2部	様式:p47 記載例:p48

### (2) 破損等の事故で回収できた麻薬の取扱いについて

#### ア アンブル入り注射剤以外の麻薬

- 調剤前<sup>□</sup>の事故の場合

回収分について、「麻薬廃棄届」をあわせて届け出てください。届出後、保健所職員の立会いの下、原則、当該薬局内で廃棄することになります。

- 調剤後<sup>□</sup>の事故の場合

回収分については、麻薬小売業者（薬局開設者）が自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いの下、原則、当該薬局内で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出てください。

#### イ アンブル入り麻薬注射剤の場合

アンブル入り麻薬注射剤に限り（※ アンブル入り麻薬注射剤に限られます。バイアル入り麻薬注射剤については上記アに従ってください。）、過誤によって破損したことにより流失した場合、たとえ一部を回収したとしても当該麻薬注射剤全体に対する事故とみなし、麻薬事故届のみ提出することとして差し支えありません。その際には、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収のうえ廃棄した麻薬の量、及び廃棄の方法を括弧書きで記載してください。（あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。）

また、回収麻薬を廃棄する場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の職員の立会いのもとで廃棄してください。

### (3) 記載上の注意事項

「麻薬事故届」を記入する際は、以下の①～⑤の事項に十分注意してください。

- ① 「免許証の番号及び年月日」欄には、麻薬小売業者の免許番号及び年月日を記載してください。

- ② 「免許の種類」欄には、麻薬小売業者と記載してください。
- ③ 「事故が生じた麻薬品名」欄には、品名、含有量（又は容量）及び製品番号を記載し、同じ品名であっても含有量が異なれば別品目として記載してください。また、予製剤の%散等については原末に換算することなく処方内容を明記し、それぞれ別品目として記載してください。
- ④ 「事故発生の状況」欄へは、次の事項をできるだけ詳細に記載してください。
- ア 事故発生年月日、時刻
  - イ 事故発生場所
  - ウ 事故の種類  
滅失・盗取・所在不明・その他の事故の別を記載してください。なお、滅失については、「滅失」の文字の後ろに（ ）書きで、「破損・蒸発・流失・焼失」の別を合わせて記載してください。盗取は盗難、所在不明は紛失、亡失等を示します。
  - エ 麻薬の使用状況及び保管状況
  - オ 事故の経緯及び原因
  - カ 今後の対策
- 等をできるだけ詳細に記載してください。
- \* 「事故発生の状況」欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- ⑤ 「住所・氏名」欄  
届出者が法人又は団体の場合は原則として登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。

### 3 年間報告

#### (1) 麻薬譲受譲渡届（法第47条）

毎年11月30日までに、次の①～③の事項を記載し、下記のとおり届け出てください。

- ① 前年の10月1日現在に麻薬小売業者（薬局開設者）が所有していた麻薬の品名・数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬小売業者（薬局開設者）が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名・数量
- ③ その年の9月30日現在に麻薬小売業者（薬局開設者）が所有していた麻薬の品名・数量

**届出期限：**毎年11月30日まで

**届出先：**管轄保健所

**提出書類等：**

提出書類	部数	様式/記載例
麻薬譲受譲渡届（細則第4号様式）	1部	様式:p53 記載例:p54, 55

\* 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても「在庫なし」と記載し、届出してください。

\* 同じ品名でも含有量、剤型が異なれば別品目としてください。

\* 「譲受数量」欄は次のとおり記載してください。

- ・ 麻薬卸売業者から譲り受けた(仕入れた)麻薬の数量と麻薬小売業者間譲

渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を記載してください。

- ・ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。
- \* 「譲渡数量」欄は次のとおり記載してください。
  - ・ 麻薬処方箋を所持した者に譲り渡した麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可の基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を記載してください。
  - ・ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。
- \* 麻薬廃棄届により廃棄した数量、及び事故のあった麻薬の数量は「備考」欄に記載してください。なお、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。
- \* 誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に保健所に連絡し、「麻薬譲受譲渡届訂正願」(p56)により届け出てください。

## VI 立入検査

### 1 立入検査（法第50条の38）

#### (1) 立入検査の目的

立入検査は、麻薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

#### (2) 立入検査の際の注意事項

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

別記第1号様式（第1条関係）

麻薬小売業者免許申請書

三重県収入証紙  
(3,900円)

麻薬業務所	所在地			
	名称			
薬局開設の許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
役申請者（法人） を含む。本人にあつては 欠格条項は業務を行う	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。			
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人の場合は主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人の場合はその名称及び代表者名）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

別記第1号様式（第1条関係）

麻薬小売業者免許申請書

三重県収入証紙  
(3,900円)

麻薬業務所	所在地	三重県□□市△△町622		
	名称	三重○○薬局 □□店		
薬局開設の許可番号		○局第000001号	許可年月日	令和7年4月1日
役申請者を含む（法人にあつては業務を行う）の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	全員なし（個人の場合は「なし」と記載）		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	全員なし（個人の場合は「なし」と記載）		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	全員なし（個人の場合は「なし」と記載）		
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。	全員なし（個人の場合は「なし」と記載）		
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。	全員なし（個人の場合は「なし」と記載）		
備考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p>令和7年10月1日</p> <p>住 所（法人の場合は主たる事務所の所在地） 三重県津市○○町三丁目1番20号 △△ビル3階303号室</p> <p>氏 名（法人の場合はその名称及び代表者名） 株式会社 三重調剤センター 代表取締役 三重 賢</p> <p>三重県 ○○ 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

## 診 断 書

氏 名		性別	男 女
生年月日	年 月 日	年齢	歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。                  《各項目について、該当する□欄にチェック✓を付してください。(☑)》</p> <p>1 精神機能の障害</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 専門家による診断が必要</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>（ 専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。） ）</p> </div> <p>2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> なし            <input type="checkbox"/> あり</p>			
診断年月日	年 月 日		
<p>病院、診療所又は介護老人保健施設等の</p> <p>名称：</p> <p>所在地：</p> <p>TEL：</p> <p>医師の氏名：</p>			

[法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例]

株式会社 三重調剤センター 役員業務分担表

<input type="checkbox"/>	三重 賢	代表取締役
<input type="checkbox"/>	△川○子	三重薬局担当役員
<input type="checkbox"/>	○海×雄	非常勤役員
<input type="checkbox"/>	△島○江	販売担当役員
<input type="checkbox"/>	○花△美	経理担当役員

内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

令和7年10月 1日

三重県津市○○町三丁目1番20号  
△△ビル3階303号室

株式会社 三重調剤センター  
代表取締役 三重 賢

※1 登記事項証明書に記載されている役員全員の姓名を記入してください

※2 免許を申請する薬局が三重薬局であれば、診断書を提出する役員は三重 賢と△川○子になります。

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

麻薬 小売 業者役員変更届

免 許 の 番 号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
変 更 年 月 日				
変 更 前				
変 更 後				
変 更 後 の 欠 格 条 項 を 行 う	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分を違反したこと。		
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p>三重県知事 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあってはその事実があった年月日を記載すること。

別記第3号様式（第3条関係）

麻薬小売業者業務廃止届

免許証の番号		第	号	免許の年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏名							
業務廃止の事由及びその年月日		年 月 日					
<p>上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬小売業者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。

別記第4号様式（第4条関係）

麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
免許証返納の事由 及びその年月日		年 月 日		
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬小売業者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。

別記第5号様式（第5条関係）

麻薬小売業者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許の年月日	年	月	日	
変更すべき事項								
変更前	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)							
	氏名 (法人にあつては、名称)							
変更後	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)							
	氏名 (法人にあつては、名称)							
変更の事由及びその年月日				年 月 日				
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>								

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許証の番号欄には、麻薬小売業者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 3 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記第6号様式（第6条関係）

麻薬小売業者免許証再交付申請書

三重県収入証紙  
2,700円

免許証の番号		第	号	免許の年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏名							
再交付の事由 及びその年月日		年 月 日					
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許証の番号欄には、麻薬小売業者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。

別記第10号様式（第9条関係）

麻 薬 譲 渡 許 可 申 請 書

譲 渡 人	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	免許の種類						
	麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地					
		品	名	容	量	箇	数
譲り渡そうとする麻薬							
譲 渡 先	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	免許の種類						
	麻薬業務所	所在地					
		名称					
氏名（法人にあっては、名称）							
譲渡しの理由							
<p>上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）</p> <p>東海北陸厚生局長 殿</p>							

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第11号様式（第10条関係）

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬者	氏名	
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地		
	名称		
廃棄しようとする麻薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日	年 月 日		
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例2 麻薬廃棄届の記載例

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第25-〇〇〇号	免許年月日	令和7年1月1日
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社三重調剤センター
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地	三重県〇〇市△△町622	
	名称	三重〇〇薬局 〇〇店	
廃棄しようとする麻薬	品名	モルヒネ塩酸塩末	
	数量	10.5g	
廃棄の年月日	令和7年10月 2日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     事前に管轄保健所と日程調整してください。                 </div>	
廃棄の場所	調剤室内の流し台		
廃棄の方法	放 流		
廃棄の理由	陳旧化し使用の見込みがないため		
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>令和7年10月 1日</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 100px;">三重県津市〇〇町三丁目1番20号</p> <p style="margin-left: 100px;">△△ビル3階303号室</p> <p style="margin-left: 100px;">届出義務者続柄</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="margin-left: 100px;">株式会社 三重調剤センター</p> <p style="margin-left: 100px;">代表取締役 三重 賢</p> <p>三重県 〇〇 保健所長 宛て</p>			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第18号様式（第12条の5関係）

麻 薬 事 故 届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地			
	名称			
事故が生じた麻薬		品 名	数 量	
事故発生状況				
[ ▶事故発生の年月日 ▶場所 ▶事故の種類 ]				
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p>三重県知事 宛て</p>				

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

### 例3 麻薬事故届の記載例

#### 麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第25-〇〇〇号	免許年月日	令和7年1月1日
免許の種類	麻薬小売業者		
麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町622	
	名称	三重〇〇薬局 〇〇店	
事故が生じた麻薬	品名	数 量	
	オキシコンチン錠 5mg (製品番号 〇〇〇〇〇)	1錠	
事故発生状況  [ ▶事故発生の年月日 ▶場所 ▶事故の種類 ]	(1) 事故発生年月日：令和7年10月 1日 10時40分頃 (2) 事故発生場所：業務所内調剤室内 (3) 事故の種類：滅失（破損） (4) 麻薬の使用状況及び保管状況 (5) 事故の経緯及び原因、今後の対策等をできるだけ詳細に記載すること。なお、記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。  令和7年10月 2日  住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 三重県津市〇〇町三丁目1番20号 △△ビル3階303号室  氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名） 株式会社 三重調剤センター 代表取締役 三重 賢  三重県知事 宛て			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第19号様式（第12条の6関係）

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日	
免許の種類	麻薬小売業者	氏 名		
麻薬 業務所	所在地			
	名 称			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例4 調剤済麻薬廃棄届の記載例

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第25-〇〇〇号	免許年月日	令和7年1月1日	
免許の種類	麻薬小売業者	氏名	株式会社三重調剤センター	
麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町622		
	名称	三重〇〇薬局 〇〇店		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチン錠10mg	20錠	R7.9.25	△田 ×司
廃棄の方法	放 流			
廃棄の理由	患者又は家族からの返納分につき			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。				
令和7年10月 1日				
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 三重県津市〇〇町三丁目1番20号 △△ビル3階303号室				
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 株式会社 三重調剤センター 代表取締役 三重 賢				
三重県 〇〇 保健所長 宛て				

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

細則第1号様式（細則第2条関係）

麻 薬 所 有 量 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て  
住 所

続 柄

氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

麻薬の所有量について次のとおり届け出ます。

免 許 の 種 類		麻薬小売業者	免許の番号	第 号
麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
開 設 者 等	住 所			
	氏 名			
届 出 の 理 由				
届出の理由発生日		年 月 日		
所 有 す る 麻 薬		品 名	数 量	

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

細則第2号様式（細則第2条関係）

麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て  
住 所

続 柄

氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

麻薬を譲渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	免 許 の 種 類		麻薬小売業者	免許証の番号	第	号
	麻薬業務所	所在地				
		名 称				
	開 設 者 等	住 所				
		氏 名				
譲渡し年月日			年	月	日	
譲 渡 し た 麻 薬	品 名			数 量		
譲 受 者	免 許 の 種 類		麻薬 者	免許証の番号	第	号
	麻薬業務所	所在地				
		名 称				
	開 設 者 等	住 所				
		氏 名				

細則第4号様式（細則第2条関係）

麻 薬 譲 受 譲 渡 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬小売業者 第 号

届出者 麻薬業務所 所在地

名 称

氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

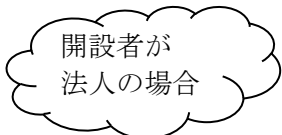
品 名	前年10月1日 現在の在庫数 量	譲受数量	払出数量	本年9月30日 現在の在庫数 量	備考

（注意）

1 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等のあったときは、その旨を備考欄に記入すること。

例5 麻薬譲受譲渡届の記載例（開設者が法人の場合）

麻 薬 譲 受 譲 渡 届



令和7年10月 1日

三重県 ○○ 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬小売業者 第○○-××号

届出者 麻薬業務所 所在地 三重県□□市△△町622

名 称 三重○○薬局 □□店

氏 名 株式会社 三重調剤センター  
代表取締役 三重 賢

令和 7年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

品 名	前年10月1日 現在の在庫 数量	譲受数量	払出数量	本年9月30日 現在の在庫 数量	備考
アヘンチンキ	95mL	1200mL	1030mL	273mL	秤量誤差8mL
MS コンチン錠30mg	23錠	200錠	164錠	59錠	R7.5.21事故届 1錠
MS コンチン錠60mg	62錠	100錠	84錠 (20錠)	78錠	△△薬局へ譲渡
コデインリン酸塩末	32.0 g	0 g	10.0 g	21.7 g	秤量誤差0.3 g
コデインリン酸塩10倍散	44.6 g	100 g	84.0 g	60.6 g	予製
カディアンカプセル30mg	18 Cap	100 Cap	86 Cap	32 Cap	
カディアンカプセル60mg	28 Cap	0 Cap	20 Cap	8 Cap	R7.8.2廃棄届 20 Cap
以下余白					

(注意)

- 1 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等のあったときは、その旨を備考欄に記入すること。

例6 麻薬譲受譲渡届の記載例（開設者が個人の場合）

麻 薬 譲 受 譲 渡 届

開設者が  
個人の場合

令和7年10月 1日

三重県 ○○ 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬小売業者 第○○-××号

届出者 麻薬業務所 所在地 三重県□□市△△町622

名 称 三重○○薬局

氏 名 三重 賢

令和 7年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

品 名	前年10月1日 現在の在庫 数量	譲受数量	払出数量	本年9月30日 現在の在庫 数量	備考
アヘンチンキ	95mL	1200mL	1030mL	273mL	秤量誤差8mL
MS コンチン錠30mg	23錠	200錠	164錠	59錠	R7.5.21事故届 1錠
MS コンチン錠60mg	62錠	100錠	84錠 (20錠)	78錠	△△薬局へ譲渡
コデインリン酸塩末	32.0 g	0 g	10.0 g	21.7 g	秤量誤差0.3 g
コデインリン酸塩10倍散	44.6 g	100 g	84.0 g	60.6 g	予製
カディアンカプセル30mg	18 Cap	100 Cap	86 Cap	32 Cap	
カディアンカプセル60mg	28 Cap	0 Cap	20 Cap	8 Cap	R7.8.2廃棄届 20 Cap
以下余白					

(注意)

- 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等のあったときは、その旨を備考欄に記入すること。

## 年 麻薬譲受譲渡届訂正願

三重県 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬 者 第 号

所在地

届出者 業務所名称

氏名又は名称及び  
代表者氏名

麻薬譲受及び譲渡について、次のとおり訂正願います。

誤	品 名	年 1 0 月 1 日 現 在 の 在 庫 数 量	譲受数量	払出数量	年 9 月 3 0 日 現 在 の 在 庫 数 量	備 考	

正	品 名	年 1 0 月 1 日 現 在 の 在 庫 数 量	譲受数量	払出数量	年 9 月 3 0 日 現 在 の 在 庫 数 量	備 考	

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から 90 日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から 90 日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
		②	麻薬業務所	所在地	
				名 称	
	申 請 者		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
	③		麻薬業務所	所在地	
				名 称	
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
			氏名（法人にあつては、名称）		
代表者の氏名（法人にあつては、名称）					
備 考					

三重県知事 宛て

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあっては、名称）	
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあっては、名称）	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあっては、名称）	
	④	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあっては、名称）	

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 余白には、斜線を引くこと

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

麻薬小売業者免許証の通りに記載。  
郵便番号は記載不要。  
※免許証が「1階」となっている場合は「1F」といった略称は不可

麻薬小売業者免許書の通りに記載。  
※薬局所在地と事務所住所が同じ番地であっても、ビル名・階数の有無等の違いがある場合もありますので、よく免許証を確認してください。

他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲渡した日から 90 日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

1月〇〇日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	三重県津市〇〇町 1-2-3 ABCビル 1階
			名称	三重県庁薬局 1号店
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	三重県津市〇〇町 1-2-3	
		氏名（法人にあつては、名称）	株式会社三重県庁薬局 代表取締役 三重 太郎	
	②	麻薬業務所	所在地	三重県津市△町 2-2-2
			名称	三重県庁薬局 3号店
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	三重県津市〇〇町 1-2-3	
		氏名（法人にあつては、名称）	株式会社三重県庁薬局 代表取締役 三重 太郎	
	③	麻薬業務所	所在地	
		麻薬小売業者を代表する者を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）を記載してください。	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		代表者の氏名（法人にあつては、名称）		
備考		令和 7 年 1 月 1 日 付け 許可 の 申 請		

開設者の住所・氏名を記載

同一法人の薬局間で申請する場合であっても申請者欄は省略せず、1 薬局ごとに記載してください。  
同じ内容で結構です。  
また、法人の場合は名称と代表者の役職・氏名も記載してください。

原則翌年分の許可申請を希望の場合のみ「令和〇年 1 月 1 日 付け 許可 の 申 請」と記載。

3 業務所を記載可能ですが、1 麻薬小売業者を除く、他の麻薬小売業者については、別紙様式 1 に記載して頂いても構いません。  
ただし、不要な欄には斜線を引いてください。

三重県知事 宛て  
(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	三重県津市××町1丁目111-1
			名称	みえ薬局
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	三重県津市××町1-2-3
			氏名(法人にあっては、名称)	津 花子
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	④	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	

別紙は4業務所を記載可能ですが、1業務所ごとに違う用紙に記載して頂いても構いません。ただし、不要な欄には斜線を引いてください。また、必ず1薬局は「申請書(別記第10号の2様式)」に記載が必要です。

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 余白には、斜線を引くこと

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日		許可番号		
変更・免許の失効を生じた麻薬業務所	変更前	麻薬業務所		所在地		
				名称		
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更後	麻薬業務所		所在地		
				名称		
		住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	法人にあつては、名称			
	変更・免許の失効の事由及びその年月日					

当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。

年 月 日

①麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

②麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

三重県知事 宛て

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。



麻薬小売業者間譲渡許可変更届

代表者の設置の場合

許可年月日	令和7年1月1日		許可番号	第〇〇-〇〇〇〇号
麻薬業務所	所在地	代表者を初めて設置する場合は斜線を引きます。		
	名称			
変更後	住所	所在地	三重県津市〇〇町1-2-3 ABCビル1階	
	名称	三重県庁薬局1号店		
変更前	住所	所在地	三重県津市〇〇町1	
	名称	株式会社三重県庁薬局		
事由及びその年月日	代表者の設置 令和4年3月31日付			

許可書の有効期間の始期年月日（年号から）を記載。

代表者を初めて設置する場合は斜線を引きます。

麻薬小売業者免許証のとおりに記載。郵便番号は記載不要。  
※免許証が「1階」となっている場合は「1F」といった略称は不可

代表者による届け出の場合は、チェック欄にチェックします。

当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

代表者を設置する旨を記載します。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったの  
令和7年4月3日

- ① 麻薬業務所名称  
三重県庁薬局1号店  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
三重県津市〇〇町1-2-3  
氏名（法人にあつては、名称）  
株式会社三重県庁薬局 代表取締役 三重 太郎
- ② 麻薬業務所名称  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称）

麻薬小売業者免許書のとおりに記載。  
※薬局所在地と事務所住所が同じ番地であっても、ビル名・階数の有無等の違いがある場合もありますので、よく免許証を確認してください。

三重県知事 宛て

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
  - 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
  - 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
  - 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第 10 号の 4 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるため届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から 90 日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から 90 日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>①麻薬業務所名称</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>②麻薬業務所名称</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>③麻薬業務所名称</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>三重県知事 宛て</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第 10 号の 4 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

許可年月日	令和 7 年 1 月 1 日	許可番号	
追加	麻薬業務所	所在地	三重県津市〇〇
許可書の有効期間の始期年月日 (年号から) を記載。		みえ薬局	
小売業者	氏名	法人にあつては、名称	津 花子
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。		事務所の所在地	三重県津市××町 1-2-3

麻薬小売業者免許証の通りに記載。  
郵便番号は記載不要。  
※免許証が「1階」となっている場合は「1F」といった略称は不可

代表者による届け出の場合は、  
チェック欄にチェックする。

麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加えず、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のためることができない場合において、当該不足分を補足する必要がある業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から 90 日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第 24 条第 11 項若しくは第 12 項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から 90 日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。

令和 7 年 4 月 3 日

① 麻薬業務所名称

三重県庁薬局 3 号店  
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
三重県津市△町 2-2-2  
氏名 (法人にあつては、名称)  
株式会社三重県庁薬局 代表取締役 三重 太郎

麻薬小売業者免許書のとおりに記載。  
※薬局所在地と事務所住所が同じ番地であっても、ビル名・階数の有無等の違いがある場合もありますので、よく免許証を確認してください。

② 麻薬業務所名称

みえ薬局  
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
三重県津市××町 1-2-3  
氏名 (法人にあつては、名称)  
津 花子

代表者による届け出の場合であっても、代表者のみならず追加する薬局の記載が必要です。

③ 麻薬業務所名称

三重県庁薬局本店  
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
三重県津市△町 1-1-1  
氏名 (法人にあつては、名称)  
株式会社三重県庁薬局 代表取締役

許可業者及び追加する麻薬小売業者の合計が 4 以上であり、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は別紙様式 5 に業務所名称及び開設者住所・氏名を記載します。

三重県知事 宛て

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

(別紙様式3)

麻薬譲受確認書										年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所			所在地									
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所			所在地									
品名	容量	筒量	数	数	備量	考						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を譲り受ける場合、調剤することができなかつた処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設者印とすること。
- 5 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲受であるか記載すること。
- 6 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式 4)

麻薬譲渡確認書										年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所			所在地									
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所			所在地									
品名	容量	筒量	数	数	備量	考						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設者印とすること。
- 4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
- 5 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
麻 薬 業 務 所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。  年 月 日  住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  氏名（法人にあつては、名称）  三重県知事 宛て				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式 7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
<p>上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>麻薬業務所名称</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: center;">三重県知事 宛て</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

# 麻薬小売業者における麻薬廃棄届出に関する手引き

## I 麻薬廃棄届について

### 【一般的事項】

- 1 届出用紙は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(以下「規則」という。)別記第11号様式(麻薬廃棄届)に従い各自作成すること。
- 2 作成に当たっては、インク、ボールペン等の字が容易に消えないものを使用して明瞭に記載すること。  
訂正には、修正液等を使うことなく、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正の責任を明確にするために訂正印又は欄外捨印(削○字、加○字)によること。
- 3 ゴム印等による記入も差し支えないこと。

### 【個別事項】

- 1 「免許証の番号、免許年月日、免許の種類及び氏名」の欄
  - (1) 麻薬小売業者の免許証により記入すること。
  - (2) 業務の廃止等により、免許証を有する者が存在しない場合には、旧免許証(廃止前の免許証)により記入すること。
- 2 「廃棄しようとする麻薬」の欄
  - (1) 「品名」の欄
    - ① 市販品  
局方品にあつては局方名又は局方別名を、それ以外の医薬品にあつては一般名又は商品名を各々記入すること。  
なお、同一名で麻薬の含有量(濃度)の異なる場合は濃度を付記すること。  
例:MS コンチン錠(10mg)、塩酸ペチジン注射液(35mg)
    - ② 自家製剤  
本質を示す適切な名称を用い、同名称により含有する麻薬の名称・含量が明らかとなる場合(例:1%塩酸モルヒネ散, 塩酸コカイン百倍散)を除き、含有する麻薬の名称及び分量を( )書きで付記すること。
  - (2) 「数量」の欄
    - ① 原末、散剤、軟膏 ○ g
    - ② 錠剤、カプセル剤、スティック剤 ○錠、○T、○Cap、○包
    - ③ 注射剤、液剤 ○A、○mL、○バイアル

- ④ 坐剤 ○個  
⑤ その他、特殊なもの 適宜(数量が特定できる表現)

### 3 「廃棄の方法」欄

「焼却」又は「放流」のように記入するが、適宜詳細に記入すること。

### 4 「廃棄の理由」欄

(1) 簡明に記入すること。

例・陳旧化し使用の見込みがないため。

- ・調剤前に異物混入により使用不能になったため。
- ・業務廃止のため。(年月日)
- ・開設者(麻薬小売業者)死亡又は解散のため。(年月日)

(2) 品目により。理由が異なる場合には、その旨を明らかにして、各々の理由を記入すること。

### 5 「届出年月日」欄

届出書を保健所に提出する日を記入すること。

## II 廃棄の日時、場所の調整について

届出者は、立会者(保健所職員等)と廃棄の日時、場所を調整する必要があるため、麻薬廃棄届を提出する前に、提出先の保健所等において調整すること。

麻薬の廃棄は、当該麻薬小売業者(薬局)施設など、麻薬の廃棄に適した場所において行うが、廃棄のために麻薬を保健所等へ搬送する者は、特に盗難・紛失等の事故に十分留意すること。

## III 麻薬小売業者(薬局)における麻薬の廃棄について

麻薬小売業者(薬局)における麻薬の廃棄手続きについては、次の(図1)～(図5)のとおりとすること。

## IV その他

- 1 麻薬小売業者は、法第35条に基づき、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、麻薬廃棄届の要否にかかわらず、すみやかに麻薬事故届を提出しなければならないこと。
- 2 法第35条第2項に基づく調剤済麻薬廃棄届についても、本手続きのIを準用すること。



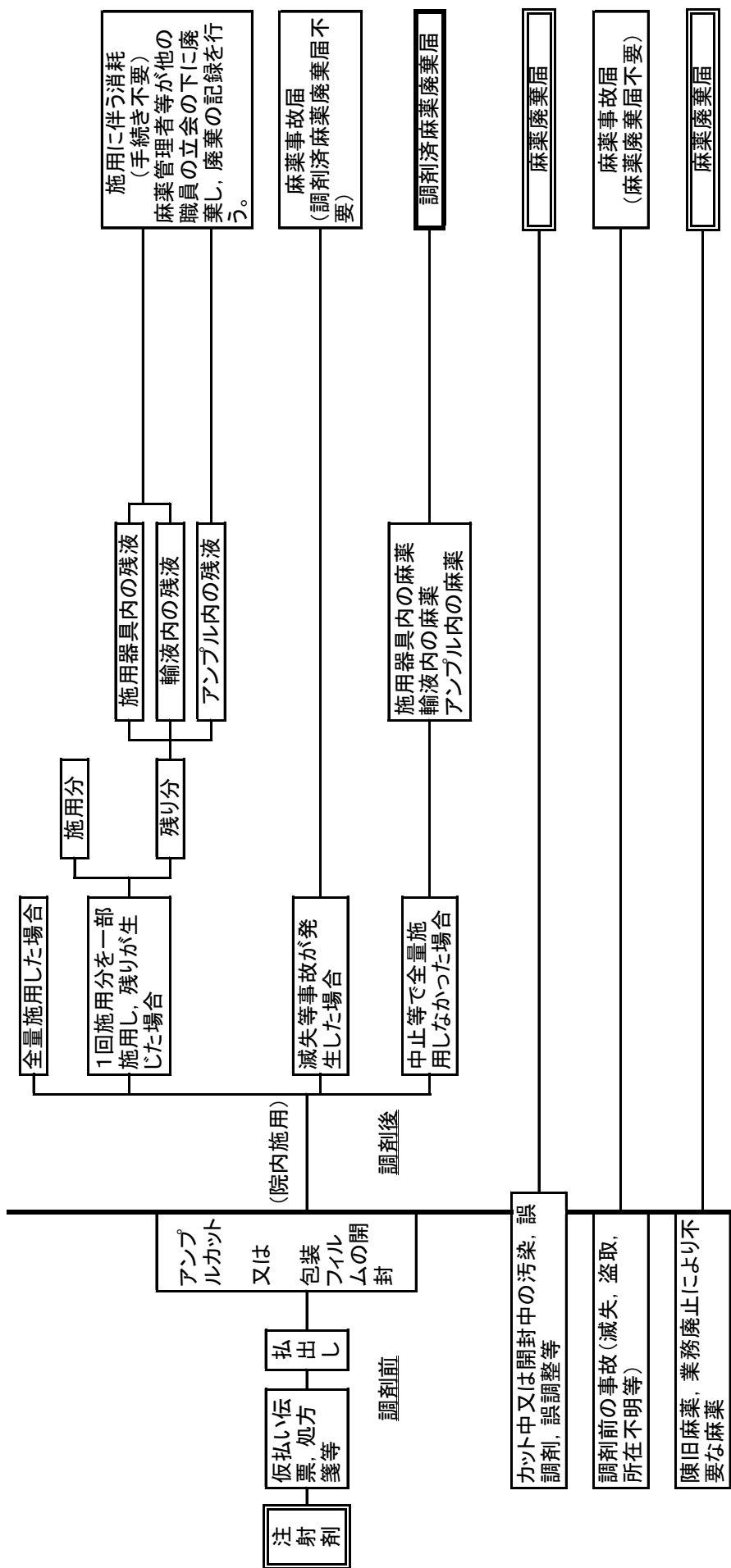


図2 院内施用の注射剤の場合



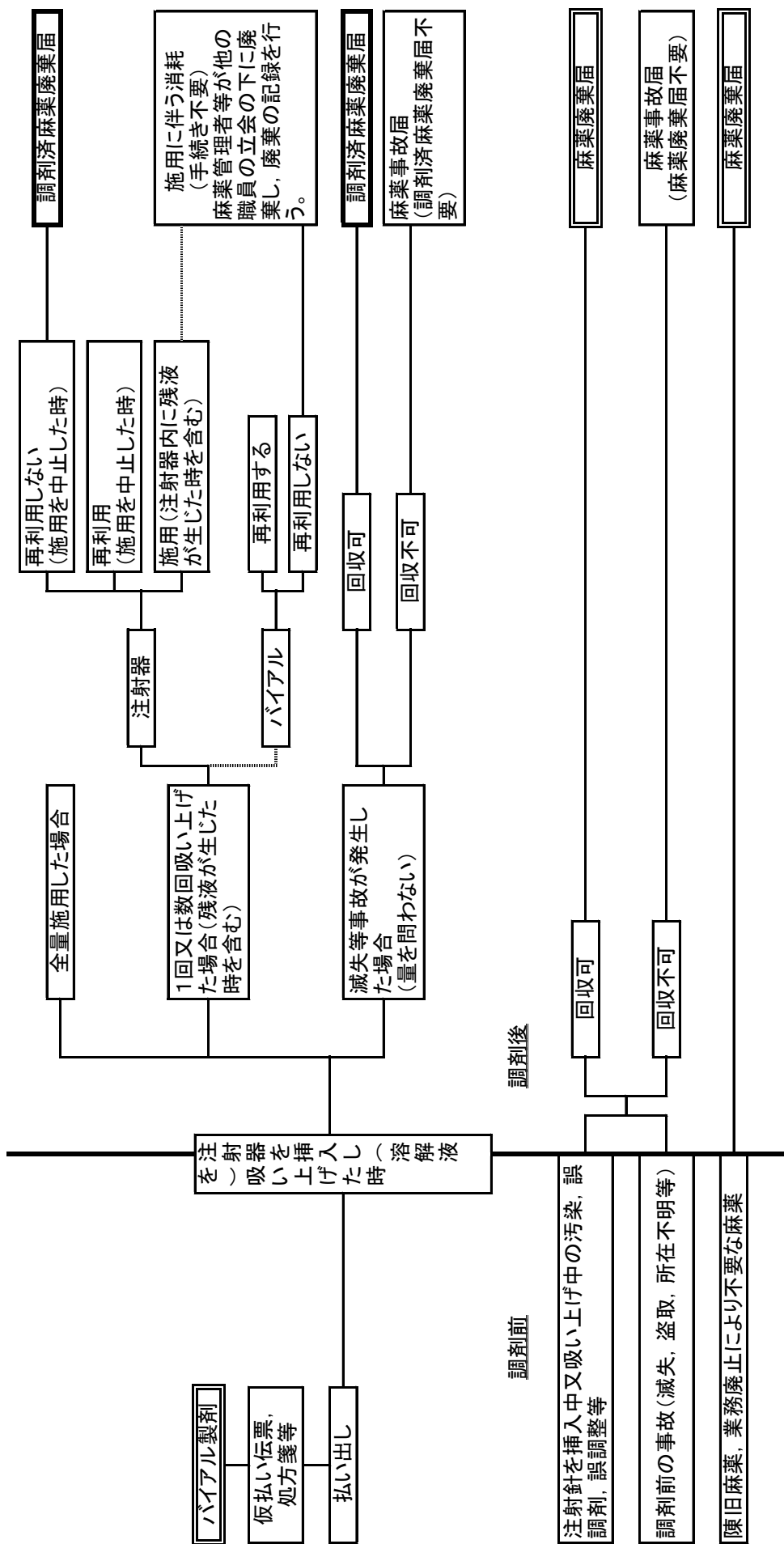


図4 バイアル製剤の場合



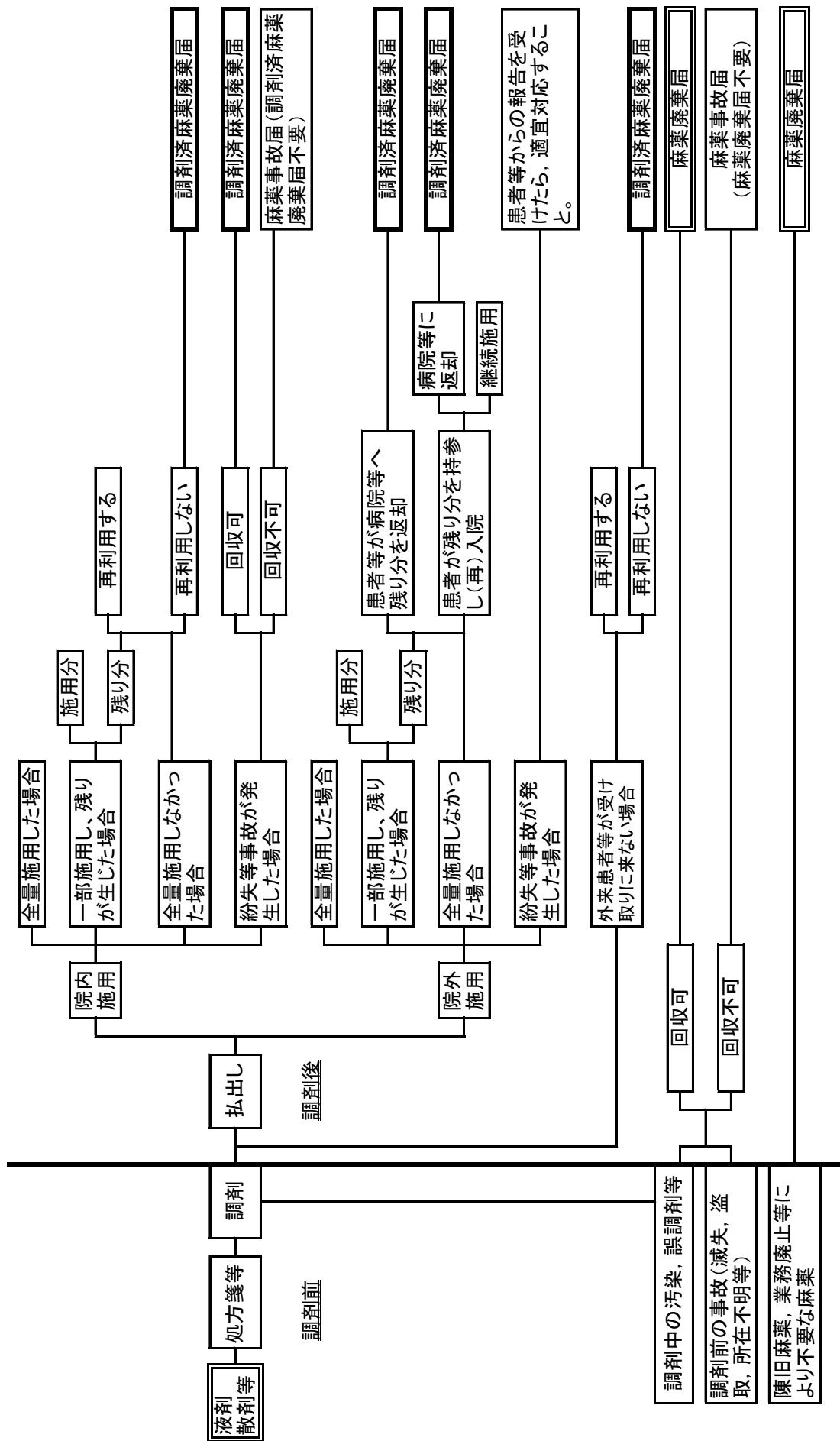


図6 その他の場合(液剤, 散剤等)

# 向精神薬の取扱い



## I 向精神薬の分類

向精神薬とは、中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品としては抗不安薬、催眠鎮静薬、鎮痛薬等が該当します。）であって、麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）及び政令で定めるものをいいます。

さらに、向精神薬はその濫用の危険性と治療上の有用性により3種類に分類され、それぞれ法的規制内容が異なります。

## II 向精神薬小売業者の免許(法第50条・法第50条の26)

医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けた者は、別段の申出があった場合を除き、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、薬局開設者は、免許申請を必要とせず、免許証の交付を受けることなく、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

なお、免許を受けた者とみなされることを辞退したい者は、保健所長に別段の申出が必要です。

## III 薬局管理者の責務(法第50条の20)

薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置かなければなりません。向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲渡し、譲受け、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないように、薬局の従事者を監督しなければなりません。

## IV 向精神薬小売業者の業務

### 1 譲受け(法第50条の16、施行規則第36条)

向精神薬小売業者は、向精神薬を、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者(別段の申出をしない薬局開設者及び医薬品卸売販売業者を含む)から譲り受けることができます。

その他、次の場合も譲り受けることができます。

- ① 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）

- ③ 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

## **2 譲渡し**（法第50条の16・法第50条の17・施行規則第36条）

向精神薬小売業者は、向精神薬を、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- ① 向精神薬が記載された処方箋を所持する者に向精神薬を譲り渡す場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ③ 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引替えに船舶所有者に譲り渡す場合
- ④ 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を営む者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑤ 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- ⑥ 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑦ 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

## **3 記録**（法第50条の23第1項、第2項及び第4項）

### **（1）帳簿の設置及び保管**

第1種又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した時には、帳簿にIV-3-(2)の事項を記録してください。また、この記録を最終記載の日から**2年間**保存してください。

なお、IV-3-(2)の事項が記載されている伝票をつづることによって、記録に代えることができます。この場合、向精神薬が記載されていない伝票とは別につづってください。

### **（2）記載事項**

- ① 向精神薬の品名（販売名）、数量
- ② 譲受・譲渡又は廃棄した年月日

③ 譲受又は譲渡相手の氏名又は名称及び住所

\* ③については、相手方の本社の名称・所在地ではなく営業所の名称・所在地を記載してください。

### (3) 記載上の注意

- ① 患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません。(施行規則第42条)
- ② 同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要があります。両者の間で譲受け、譲渡しがあつた場合はそれぞれ記録してください。
- ③ 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲り受けについて記録し、又は伝票を整理して管理し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

#### 【帳簿記載例】

品名	サイレース錠 1mg		単位	T
年月日	受入	払出	譲受・譲渡・ 廃棄の別	譲受け又は譲渡しの相手方の 営業所の名称・所在地
R7.10.10	200		譲受	(株)〇〇薬品 ××営業所 三重県〇〇市△△町1-2-3
R7.11.10		50	廃棄	

#### 【第1類、第2類向精神薬のうち市販されているもの】 (令和7年8月現在)

種別	物質名	医薬品の販売名 (製造販売会社名)
第1種	セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム (0.2) (日医工) ※令和5年6月に販売終了
	メチルフェニデート塩酸塩	リタリン錠10mg (ノバルティスファーマ) コンサータ錠18・27・36mg (ヤンセンファーマ)
	モダフィニル	モディオダール錠100mg (アルフレッサファーマ)
第2種	アモバルビタール	イソミタール原末 (日本新薬) ※令和5年8月に販売終了
	ブプレノルフィン塩酸塩	レペタン注0.2・0.3mg、坐剤0.2・0.4mg (大塚製薬) ブプレノルフィン注0.2・0.3mg「日新」 (日新製薬)
	ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5・10・20mg (ムンディファーマ)

フルニトラゼパム	サイレース錠1・2mg、静注2mg(エーザイ) フルニトラゼパム錠1・2mg「TCK」(辰巳化学) フルニトラゼパム錠1・2mg「アメル」(共和薬品工業) フルニトラゼパム錠1・2mg「JG」(日本ジェネリック) ロヒプノール錠1・2、静注用2mg(中外製薬)
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15・30mg(丸石製薬)
ペンタゾシン塩酸塩 (塩酸ペンタゾシン)	ソセゴン錠25mg(丸石製薬)
ペントバルビタール カルシウム	ラボナ錠50mg(田辺三菱製薬)

#### 4 保管(法第50条の21)

譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- ① 薬局内の人目につかない場所で保管すること。
- ② 保管する場所は、従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、鍵をかけた設備内で行うこと(施行規則第40条)。

\* ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬については、特に乱用、盗難の頻度が高いため保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

[保管方法(例)]

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合

夜間、休日等で保管場所に注意を払う者がいない場合は、その出入りに鍵をかけてください。日中、従事者が出入している場合、その他必要な注意をしている場合は出入口に鍵をかける必要はありません。

- ② 薬局内のロッカーや引き出しに入れて保管する場合

夜間、休日等で保管場所に注意を払う者がいない場合や、従事者が必要な注意をしている場合以外は、ロッカーや引き出し、又はその部屋の出入口に鍵をかけてください。

## V 不備又は不審な処方箋の取り扱い(薬剤師法第24条)

処方箋に疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。

向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方箋（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがあるので、書式等が不自然な処方箋や遠隔地の医療機関の医師から発行された処方箋には注意が必要です。日頃から、下記①～③の事項に注意し、向精神薬処方箋を取り扱うようお願いします。

- ① 疑わしい処方箋については、処方医への疑義照会を確実に行うようにしてください。
- ② 偽造処方箋による向精神薬の調剤が行われないう、処方箋の精査を徹底してください。
- ③ 向精神薬の不適切な調剤を求められることが疑われる事例を把握した場合は、近隣の薬局に連絡する等、乱用防止のための連携を図ってください。

なお、下表に薬局における向精神薬の処方箋に係る疑義照会、及び精査についての主な留意事項を示します。参考にしてください。

向精神薬の処方箋に係る主な留意事項
<p>1) 処方箋の外観</p> <p>以下のような不自然な点はないか、確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● カラーコピーされている</li></ul> <p>【カラーコピーされた処方箋の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 紙質や印の色合いが異なる</li><li>・ 印刷面が歪んでいる</li><li>・ なじみの処方医発行の処方箋とインクの色合いが異なる</li><li>・ インクに独特の光沢がある</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>● 筆跡の異なる文字で書き足された部分がある</li><li>● 処方箋の記載事項が不自然に欠けている</li><li>● 規格、一日量、処方日数等の数字や処方箋交付日を改ざんした形跡がある</li><li>● 訂正印のない訂正がある</li></ul>
<p>2) 処方内容</p> <p>以下のような不自然な点はないか、確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 倍量処方であるなど、通常の使用法、用量を超えている</li><li>● 効能・効果に関し、他の向精神薬との併用を求めているところが、単剤処方になっている</li><li>● 同一患者が複数の医療機関から同様の処方をされている</li><li>● 自費扱いになっている</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険証と処方箋に記載されている氏名、生年月日、保険者番号などが異なっている</li> </ul>
<p>3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話等により、向精神薬を調剤できるか否かの事前確認があった場合には、特に留意してください</li> <li>● 投薬期間中にも関わらず何度も来局してくる、又は短期間のうちに向精神薬の処方箋を複数持ち込んでくる等の不審な行為にも留意してください</li> </ul>

◎ 偽造処方箋を発見した場合等の対応

1) 偽造処方箋を発見した場合

薬剤の交付を行わないことは当然のことですが、処方箋を持参した者の住所、氏名を確認のうえ、可能な限り処方箋をあずかり、管轄保健所及び警察署へすみやかに通報してください。（裏表紙「申請・届出等担当窓口一覧表」参照）  
また、近隣の薬局に連絡する等、乱用防止のための連携を図ってください。

2) 偽造処方箋により向精神薬を不正入手（詐取）された場合

管轄保健所を經由し三重県知事あてに向精神薬事故届を提出してください。なお、詐取量が少量であっても届け出てください。また、警察へもすみやかに通報してください。

## VI 廃棄（法第50条の21）

向精神薬の廃棄については、許可や届出の必要はありませんが、第1種及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（「IV-3 記録」（p80）参照）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、その他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

## VII 事故(法第50条の22)

下表の数量以上の**滅失、盗取、所在不明等**事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量、事故の詳細がわかるような必要事項を記載し、「向精神薬事故届」により管轄保健所を経由して三重県知事宛てに届け出なければなりません。なお、**破損、汚染に係る事故については、届出は必要ありません。**

\* 下表以下の量であっても、盗取・詐取等であることが明らかな場合には、管轄保健所を経由し三重県知事宛てに届け出るとともに、警察にも届け出てください。(施行規則第41条)

剤形	数量
末、散剤、顆粒剤	100g(包)
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル(バイアル)
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

※ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

届出期限：事故発生後すみやかに

提出先：管轄保健所

届出者：向精神薬取扱者

提出書類等：

提出書類	部数	様式
向精神薬事故届(別記第35号様式)	2部	様式:p87

## VIII 立入検査(法第50条の38)

### (1) 立入検査の目的

立入検査は、向精神薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

### (2) 立入検査の際の注意事項

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。(法第72条第11号)

## IX 携帯輸入、携帯輸出(法第50条の8・法第50条の11)

向精神薬は、原則として輸出又は輸入することはできません。ただし、患者は、自己の疾病の治療のために向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。以下に注意してください。

注射剤以外の向精神薬は、携帯する総量が規則別表第1に定められている量以下の場合には手続きは不要です。この量を超える場合には、これら向精神薬を携帯しての輸入、輸出することが、自己の疾病治療のため特に必要であることを証する書類の所持(例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」(診断書等))が必要です。また、用法・用量から見て1か月分を超える量を携帯して入国する場合は、医薬品医療機器等法に基づく輸入確認証の手続きも必要です。注射剤の場合は、携帯する総量に関わらず上記の書類の所持と併せて輸入確認証の手続きが必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても確認し、トラブル等の発生のないようご注意ください。

## X その他

### (1) 製造・製剤(法第50条の15)

調剤(予製を含む。)する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。

### (2) 容器の記載(法第50条の19)

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓜ」の記号等が表示されます。

### (3) 承認条件

ア メチルフェニデート製剤「リタリン<sup>®</sup>錠」「コンサータ<sup>®</sup>錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤際には、その確認の上で調剤がなされることとされており、注意が必要です。

イ ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を終了した医師であることを確認する必要があります。

### (4) 習慣性医薬品の管理

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様の管理をしてください。

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号		第	号	免許（登録） 年月日	年	月	日
免許（登録）の種類							
向精神薬営業所	所在地						
	名称						
事故が生じた 向精神薬		品 名			数 量		
事故発生の状況 （事故発生年月日、 場所、事故の種類）							
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>三重県知事 宛て</p>							



# 覚醒剤原料の取扱い



# I 覚醒剤取締法上の取扱い

この手引きは、薬局において、覚醒剤原料のうち「医薬品覚醒剤原料」を取り扱う場合について説明したものです。

薬局において、薬剤師が医師の処方箋に基づき調剤した医薬品覚醒剤原料を譲り渡す場合には、覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません(覚醒剤取締法(以下「法」という。)第30条の2、法第30条の7、法第30条の9)。

## 1 薬局で取り扱える覚醒剤原料

医薬品覚醒剤原料は、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。令和7年8月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別名	商品名(会社名)	濃度規制	規定条項
N・ $\alpha$ -ジメチル-N-2-プロピニルフェニルチルアミン	セレギリン、 デプレニル	エフピーOD錠2.5(エフピー) セレギリン塩酸塩錠2.5mg(協和薬品工業、武田テバファーマ)	なし	覚醒剤原料を指定する政令第1号
2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサミンアミド	リスデキサソ フェタミン	ビバンセカプセル20mg、同30mg	なし	覚醒剤原料を指定する政令第3号

※ 以下の物質については、覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されている。

### 【含有量10%以下であれば除外されるもの】

- 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1(エフェドリン)  
＜法別表第1号＞
- 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1(メチルエフェドリン)  
＜法別表第3号＞

### 【含有量50%以下であれば除外されるもの】

- エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール(ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン)＜覚醒剤原料を指定する政令第2号＞

## II 譲受け・譲渡し

### 1 譲受け(法第 30 条の 9 第 2 号)

#### (1) 譲受け

薬局開設者は、「覚醒剤原料輸入業者」、「覚醒剤原料製造業者」、「覚醒剤製造業者」、「覚醒剤原料取扱者」、「覚醒剤原料研究者」、「覚醒剤研究者」、(以下「覚醒剤原料取扱者等」という。)の指定を受けた者から、医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

- ① 同一薬局開設者の薬局間であっても、「覚醒剤原料取扱者」の指定を受けなければ、覚醒剤原料の譲受・譲渡はできません。
- ② 薬剤師であっても、薬局開設者でなければ覚醒剤原料を譲受・譲渡できません。
- ③ 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品が不要となった場合に、返品、交換をしたり他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続きをとってください(V 廃棄届参照)。
- ④ 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。

#### (2) 覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け

- ① 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ② 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者(以下「相続人等」という。)から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

(注：上記①、②において、薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。)

- ③ 患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは速やかに「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料譲受届出書(様式 6)」を管轄する保健所に届け出てください。

**届出期限：**譲受後速やかに

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**薬局開設者

### 提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
交付又は調剤済みの医薬品 覚醒剤原料譲受届出書 (別記様式6)	・譲受後速やかに	1部	P107

なお、①②で譲り受けた覚醒剤原料は③の届出後廃棄しなければならず、再利用はできません。

また、廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書(別記5様式)」を管轄する保健所に届け出てください。(V廃棄届(2)参照)。

- ④ ①②のほか、業務を廃止した病院・薬局等の開設者から30日以内に譲り受けることができます。(VII業務廃止等(2)参照)

## 2 譲渡し

次の①～④の場合を除いて、譲り渡しできません。

- ① 処方箋により譲渡する場合(法第30条の9第3号)

薬局等の開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を、当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。

- ② 業務廃止等に伴い譲渡する場合(法第30条の15第2項)

業務を廃止し、その所有する医薬品覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます。(VII業務廃止等参照)

- ③ 薬局の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合(法30条の9第7号)

次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に地方厚生(支)局長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。

- ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質からなっているもの
- イ 異物が混入し、又は付着しているもの
- ウ その容器又は包装に破損が生じているもの
- エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの。
- オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの

- ④ 薬局の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合(法30条の9第7号)

事前に地方厚生(支)局長の許可を受けて、医薬品覚醒剤原料を患者の試験検査のために譲り渡すことができます。

### 3 譲受証・譲渡証（法第30条の10）

#### （1）譲受証・譲渡証の交付

薬局開設者が医薬品覚醒剤原料を「覚醒剤原料取扱者等」から譲り受ける場合は、以下の手続きが必要です。

なお、処方箋により調剤した覚醒剤原料をその処方箋を所持する者に譲り渡す場合には譲受証・譲渡証の交換は不要です。

- ① 「覚醒剤原料譲受証(別記1様式)」(以下「譲受証」という。)に必要事項を記載・押印し、覚醒剤原料取扱者等に交付してください。
- ② 譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証(別記2様式)」(以下「譲渡証」という。)と当該覚醒剤原料を譲り受けます。
- ③ 譲渡証(譲受証)は、譲受(譲渡)の日から2年間保存してください。

#### （2）注意事項

- ① 譲受証の交付は、譲渡証及び医薬品覚醒剤原料の交付を受ける前、又は交付と同時にに行わなければなりません。譲受(渡)証用紙に印のみ押して相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行わないでください。
- ② 譲受人が医薬品覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名・数量等記載事項と現品とを照合して確認してください。
- ③ 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送でも差し支えありませんが、郵送の事実を追跡できる書留郵便などを利用してください。
- ④ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲渡(受)する場合にあっても、当該譲渡(受)証の交付は必要です(VII業務廃止等参照)。

#### （3）譲受証・譲渡証の記載要領

記載欄	譲 渡 証	譲 受 証
譲渡・譲受年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印</li> <li>・ 業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印</li> </ul>	薬局の施設の所在地名称及び開設者の氏名を記載し、押印
指定の種類及び番号欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類</li> <li>・ 譲渡人の当該指定証の番号</li> <li>・ 業務廃止等に伴い譲渡する場合には、「薬局」</li> </ul>	「空欄」か「薬局」
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称</li> <li>・ その他の医薬品は、一般的名称又は商品名</li> </ul>	

<p>使用の目的及び備考欄</p>	<p>業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載</p>	<p>使用目的等を具体的に記載 例)調剤のため 分譲のため (覚醒剤原料取扱者の指定を受けている場合のみ)</p>
-------------------	--	---

\* 開設者(代表者名)を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚醒剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。また、麻薬専用印と併用しても差し支えありません。

\* 譲受(渡)証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。

\* 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局の注意事項

① 譲受証への記載事項

他の薬局への分譲のために医薬品覚醒剤原料(覚醒剤原料取扱者の資格により所持しているもの)を譲り受ける場合は、譲受証に、「指定の種類及び番号」欄に、覚醒剤原料取扱者の旨及び指定番号を記載してください。

② 自薬局で調剤に使用するときの手続き

他の薬局への分譲のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。(法第30条の17第2項)

### III 保管・管理

#### 1 保管(法第30条の12)

薬局にあっては、薬局開設者が薬局内の鍵をかけた場所において保管しなければなりません。鍵をかけた場所とは施錠設備のある倉庫、薬品庫等のほかロッカー、金庫等の保管設備のことです。

(1) 保管設備及び場所

- ① 保管庫が容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付いていること。
- ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。
- ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。

\* 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけてください。また、麻薬保管庫には一緒に保管できません。

## 2 管理

### (1) 取扱責任者

薬局内での管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、覚醒剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者の中から、取扱責任者を定めることが望まれます。

### (2) 取扱責任者の責務

取扱責任者は、次に掲げる実務を、責任を持って行ってください。

- ① 受入れ(覚醒剤原料取扱者等からの譲受け)
- ② 払出し
- ③ 保管(保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等)
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類(譲受証・譲渡証、業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証)や帳簿の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出等

## IV 記録

医薬品覚醒剤原料の移動、所在を明確にすることともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、薬局ごとに、「帳簿(別記3様式)」を備え、次の事項を記載してください。当該帳簿は最終記載の日から2年間、薬局で保存するようにしてください。

### (1) 記載上の注意

#### ① 譲渡し、譲受けをした場合

譲受けた年月日は、譲渡証の記載された年月日を記入してください。なお、譲渡証の年月日と実際の受入年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚醒剤原料を受け取った年月日を記入してください。

#### ② 事故の届出をした場合

年月日は、事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日を記入してください。数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。また、事故届の年月日を備考欄に記載してください。

なお、事故の届出をした覚醒剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。

③ 廃棄した場合

数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引いてください。

なお、備考欄に「覚醒剤原料廃棄届」、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届」の届出年月日を記入してください。

④ その他

- ・ 品名及び容器の容量ごとに口座を別にして記載してください。
- ・ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局は、譲り受けた及び分譲した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日を帳簿に記載しなければなりません(法第30条の17第2項)。

また、覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局が分譲用に譲り受けた医薬品覚醒剤原料を当該薬局で調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局開設者に譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を帳簿に記載しなければなりません。

- ・ 帳簿の形式としては、別記3様式を参考としてください。

なお、脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありませんが、紛失等がないように保管にはご留意願います。

- ・ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ・ 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコン等を用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に都道府県職員等の立会い署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ・ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二重線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- ・ 帳簿の記載は、原則として医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。

帳簿の記載例

品名	XXX錠 Ymg	単位	錠
----	----------	----	---

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R7	4	1			11	前帳簿から繰り越し 製造番号：AA-12345
R7	4	11	100		111	□□株式会社から購入 製造番号：BB-54321 R7. 4. 12 到着
R7	5	3		21	90	▲▲▲▲に処方
R7	5	17		2	88	製造番号：AA-12345 2錠 R7. 5. 17 試験検査のため覚醒剤原料 研究者△△△△に譲渡 令和 7 年 5 月 15 日付け■厚麻発 0515 第 1 号覚醒剤原料譲渡許可書
R7	5	20	(7)		88	▽▽▽▽から返納 R7. 5. 22 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料譲受届出書提出 R7. 5. 25 廃棄 立会者署名 R7. 6. 10 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料廃棄届提出
R7	6	8		10	78	所在不明 R7. 6. 8 事故届提出 R7. 6. 8〇〇警察署届出
R7	6	10		21	57	▲▲▲▲に処方
R7	6	17	(14)		71	▲▲▲▲への処方変更による未譲 渡分の返納
R7	6	25		1	70	異物が付着していたため、□□株式 会社に譲渡 令和 7 年 6 月 20 日付け■厚麻発 0620 第 1 号覚醒剤原料譲渡許可書

## V 廃棄届 (法第 30 条の 13)

### (1) 陳旧品等の廃棄

薬局開設者が、古くなったり、変質等により使用しない医薬品覚醒剤原料、調剤過誤により使えなくなった医薬品覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、

あらかじめ「覚醒剤原料廃棄届書（別記第4様式）」により管轄保健所長に届け出た後でなければ、廃棄することはできません。廃棄は保健所職員の指示に従ってください。なお、廃棄届を届け出た際には、「帳簿（別記3様式）」へ記載してください。

**廃棄の方法：**事前に管轄保健所に問い合わせ、覚醒剤原料廃棄届出書を提出し、管轄保健所職員（覚醒剤監視員）の立会いのもと、原則、薬局で適切な方法で廃棄します。

**届出期限：**あらかじめ

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**薬局開設者

**届出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
覚醒剤原料廃棄届出書 (別記4様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄する<b>前</b>に提出</li> <li>・ 保健所職員の立会いのもと、原則、当該薬局で廃棄</li> </ul>	1部	P105

\* 覚醒剤原料廃棄届を届け出た場合には、帳簿にその旨を記載し、覚醒剤原料廃棄届出書の写しを保管してください。

\* 届出者が死亡・解散などした場合、相続人・清算人などが届け出るようになります。

## (2) 処方箋により調剤された医薬品である覚醒剤原料の廃棄

薬局等の開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、覚醒剤監視員の立会いは不要ですが、廃棄後30日以内に管轄する保健所に「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書（別記5様式）」により届け出なければなりません。具体的には次のような場合です。

- ① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合
- ② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届け出書で提出しても構いません。

**届出期限：**廃棄後30日以内

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**薬局開設者

**廃棄方法：**他の職員の立会いの下に廃棄してください。

提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書（別記5様式）	・ 廃棄後30日以内 【廃棄方法】 ・ 他の職員の立会いの下に、当該診療施設等で廃棄	1部	P106

## VI 事故届（法第30条の14）

薬局開設者は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに「覚醒剤原料事故届出書（別記7様式）」により管轄保健所に届け出なければなりません。なお、盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

「覚醒剤原料事故届出書」による事故の報告は、以下のとおり行ってください。

届出期限：事故発生後速やかに

届出先：管轄保健所

提出者：薬局開設者

届出書類等：

提出書類	部数	様式
覚醒剤原料事故届出書（別記7様式）	2部	P108

## VII 業務廃止等

### （1）所有数量報告（法第30条の15第1項）

薬局開設者は、当該薬局が次の①～③の事項に至った場合には、所有し、又は所持していた、医薬品覚醒剤原料の品名及び数量をその事由が生じた日から15日以内に、管轄保健所に「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書（別記8様式）」により報告しなければなりません。なお、在庫がなかった場合も、所持していないことを確認するため、「所有なし」と記載し報告してください。

- ① 薬局開設者がその薬局を廃止したとき
- ② 薬局開設許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき
- ③ 薬局開設許可を取り消された場合

届出期限：業務廃止等から15日以内

届出先：管轄する保健所

提出者：薬局の開設者

報告内容：当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた医薬品覚醒剤原料の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、覚醒剤原料を所持していない場合にあっても、報告してください。

提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書 (別記8様式)	・業務廃止等から15日以内	1部	P109

## (2) 譲渡報告(法第30条の15第2項)

上記(1)において、所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料は、上記(1)の①～③の事由が生じた日から30日以内であれば、病院若しくは診療所の開設者、薬局開設者、覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことができます。(譲受証・譲渡証の交換が必要。)

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書(別記9様式)」により管轄する保健所に報告しなければなりません。

届出期限：業務廃止等から30日以内

提出先：管轄する保健所

提出者：薬局の開設者

提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書(別記9様式)	・業務廃止等から30日以内	1部	P110

\* 譲り渡しの際、相手の資格をあらかじめ確認し、譲受証及び譲渡証を交換する必要があります。

## (3) 廃棄処分(法第30条の15第3項)

業務廃止時に所有、又は所持していた医薬品覚醒剤原料を30日以内に譲り渡すことができなかつた場合には、その者は「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書(別記10様式)」にて、すみやかに保健所へ届け出て、すみやかに覚醒剤監視員の立会を求め、その指示を受けて廃棄その他の処分をしてください。

届出期限：業務廃止等から30日以後にすみやかに

提出先：管轄する保健所

提出者：薬局の開設者

提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書(別記10様式)	・業務廃止等から30日以後すみやかに	1部	P111

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の諸手続き

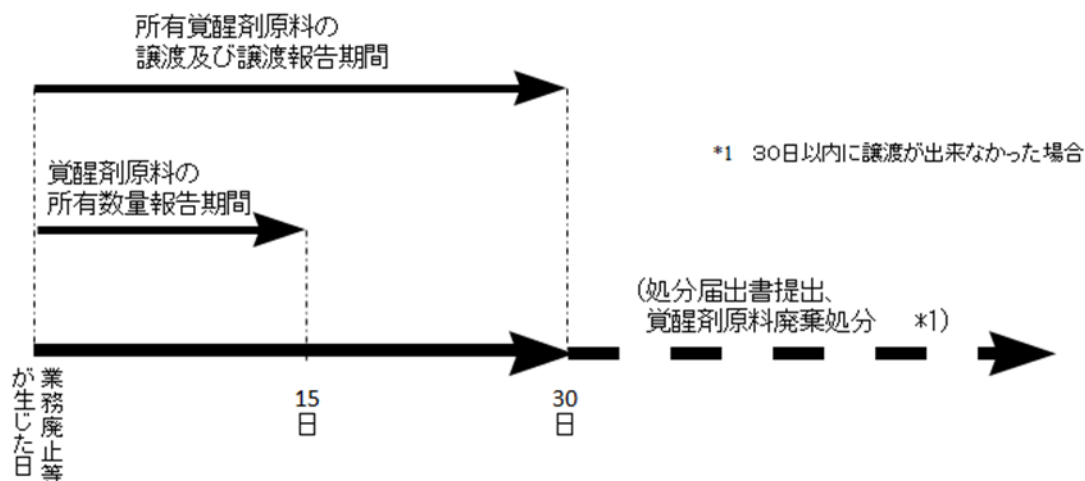
(1) 所有数量報告

- ① 「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から15日以内

(2) 譲渡報告

- ② 30日以内に譲渡出来た場合  
「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から30日以内

- ③ 30日以内に譲渡出来なかった場合  
「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届願出書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から30日以後にすみやかに



携帯輸出入 (法第30条の6)

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要があります。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページ

(URL : <https://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei6.html>) をご確認ください。

## **VIII 立入検査**(法第 32 条第 2 項、法第 42 条の 2 第 8 号)

### **(1) 立入検査の目的**

立入検査は、覚醒剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。

### **(2) 立入検査の注意事項**

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

正当な理由なく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第 42 条の 2 第 8 号）。





別記3様式

帳 簿 の 様 式

品 名				単 位	
年 月 日	受入数量	払出数量	在庫数量	備 考	

別記 4 様式（規則別記第十六号様式）

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名

保健所長宛

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記5様式（規則別記第十七号様式）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

保健所長 宛て

	品 名	数 量
廃棄した医薬品である覚醒剤原料		
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記6様式（規則別記第十八号様式）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名

保健所長 宛て

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記7様式（法第30条の14関係）

覚 醒 剤 原 料 事 故 届 出 書

覚醒剤取締法第30条の14の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

三重県知事

宛て

業 態			
業 務 所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じて別紙を用いること。

別記8様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15の規定により、報告します。

年 月 日

住所

報告義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその事由の発生日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記9様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住所

報告義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7 による区分及 び業種名	指定証の番 号
報告の事由及びその事由の発生日				

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記10様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
届出の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。



麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の申請・届出等担当窓口一覧表

所 属 名 称		担 当 課・班	電 話 番 号
郵便番号	所 在 地	F A X 番 号	
桑名保健所		衛生指導課	0594-24-3623
511-8567	桑名市中央町5丁目7-1		0594-24-3692
鈴鹿保健所		衛生指導課	059-382-8674
513-0809	鈴鹿市西条5丁目1-17		059-382-7958
津保健所		衛生指導課	059-223-5112
514-8567	津市桜橋3丁目4-46-34		059-223-5119
松阪保健所		衛生指導課	0598-50-0529
515-0011	松阪市高町1-38		0598-50-0621
伊勢保健所		衛生指導課	0596-27-5151
516-8566	伊勢市勢田町6-2-8番地2		0596-27-5253
伊賀保健所		衛生指導課	0595-24-8080
518-8533	伊賀市四十九町2-80-2		0595-24-8085
尾鷲保健所		衛生指導課	0597-23-3461
519-3695	尾鷲市坂場西町1番1号		0597-23-3449
熊野保健所		衛生指導課	0597-85-2159
519-4324	熊野市井戸町3-8-3		0597-85-3914
医療保健部薬務課		薬事班	059-224-2330
514-8570	津市広明町1-3		059-224-2344
四日市市保健所		衛生指導課	059-352-0592
510-0085	四日市市諏訪町2-2総合会館4階		059-351-3304
東海北陸厚生局麻薬取締部		調査総務課	052-951-6911
460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館1階		052-951-6876

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料

取扱いの手引き

(薬局用)

令和7年10月発行

三重県医療保健部薬務課